

第五十五回国 参議院農林水産委員会 會議録第二十六号

(四〇三)

昭和四十二年七月十八日(火曜日)
午前十一時二十八分開会

委員の異動

七月十七日

辞任

高橋雄之助君
北條 篤八君

補欠選任

三木與吉郎君
鬼木 勝利君

辞任

三木與吉郎君
鬼木 勝利君

補欠選任

高橋雄之助君
北條 篤八君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野知 浩之君
任田 新治君
山崎 育君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
岡村文四郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
温水 三郎君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
八木 一郎君
和田 鶴一君
武内 五郎君
達田 龍彦君

国務大臣

大蔵 大臣
農林 大臣

政府委員

大蔵省主計局次長
農林政務次官
農林大臣官房長
食糧庁長官
水産庁長官

事務局側
常任委員会専門員

武藤謙次郎君
久保 勘一君
檜垣徳太郎君
大口 駿一君
久宗 高君
宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査
(米価問題に関する件)

○漁業協同組合合併助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

倉石農林大臣から發言を求められておりますので、この際これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先週末、政府の責任者として米価を早急に決定する必要に迫られておりました事態にありましたため、当院農林水産委員会の御出席に際することができませんでしたことは、まことに遺憾に存じております。例年であれば予約集荷の申し入れの時期に入っておりますが、生産者米価を早急に決定する必要に迫られておりましたこと、また、米価審議会が諸般の事情によりまして会期を二日も延長せざるを得ず、しかも答申を得るに至らなかったことなどから、米価決定までに政府内部の意見の調整、関係方面との連絡等に引き続いて時間を要する結果と相なった次第でございます。

その間、当院野知委員長より、七月の十四日午後一時前、院内大臣室において、また、十五日の朝は農林省において、出席要求の御要望を受けたのであります。また、同七月十五日の午後二時前には、同じく農林省において、自由民主党田中国会対策委員長からもこのことについて強い御要望を受けたのでございますが、まことに不なれたために、いま申し上げましたような部内の意見調整等に忙殺されておりました、出席できませんでしたことを、まことに恐縮に存じております。

会期も押し詰まりました当委員会におきまして、両日にわたり御審議に支障を及ぼしましたことは、私としてはまことに遺憾に存じております。この際、委員長はじめ、委員各位に、深く陳謝の意を表したいと存じます。

○委員長(野知浩之君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午前十一時五十分開会

○委員長(野知浩之君) ただいまから委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査として、米価問題に関する件を議題といたします。

本件について質疑のある方は、順次御發言願います。

○中村波男君 ただいま、農林大臣から、当委員会として先週の日曜、また土曜日に、農林水産

常任委員会を開会して米価問題を中心に質問を行ないたいというので大臣に対して出席方を要請いたしましたのでありますが、御出席がなくて二日間常任委員会が空転をいたしましたことに対しては、私個人がなされたものであります。問題は、ただ単にこの場に臨みまして大臣が陳謝をされたから国会として了解、了承を与えることのできない重大なきさつがあるというふうに考えておるのであります。

もともと、社会党といしましては、米については、また麦も同じであります。国が統制をし、政府が価格を定めるのでありますから、少なくとも郵便料金、鉄道運賃等々と同じく、国会で審議をし、決定をすべきである。しかし、今日、制度上として米価審議会の答申を得て政府が決定をするということになっておりますので、その制度そのものの改変を要求し、また、今後もその方向で御検討をお願いしたいと思っております。そういう事態の中で、特に本年は米密が二度目の答申がなされなかったというふうな事情もございします。したがって、その段階においては特に国会で審議をすべきである。また、このことについては、ただ単に社会党、公明党、野党が要求したのではないのであります。少なくとも当委員会の理事会においてそのことが確認をされ、野知委員長が窓口になりましていろいろ折衝が行なわれ、さらに、御承知だと思っておりますが、国対の問題として田中自民党国対委員長からも当然であるという立場で交渉、お話をあったとわれわれは報告を受けておるのであります。

いま弁明を聞いておきますと、部内調整等に相当ひまをとり、また、早くきめなければならぬという状況の中で、どうしても委員会に出ることができなかった意味の釈明がなされたのであります。が、今日、特にことは強い批判が出ておるので

ありますが、政治米価である、さらに、党略米価である、こういうマスコミを代表とするきびしいいわゆる政治家に対する風当たりが強く出ております。米審は全く形式的に諮問をするだけであつて、実質的には自民党と政府の手によって米価がきめられてきたし、ことしもきめられたと思つたのであります。かかるやり方については、私たちは承服することが絶対できませんし、また、米価につきましても、来たる十月一日から消費者米価の値上げが政府としてはすでに決定をしておるところでありますし、また、来年も再来年も米価はきめなければならぬのでありますから、したがつて、この機会に、一べんの陳謝や一べんの釈明を聞きます前に、今度の大臣が出席ができなかったということは、百歩譲りましてその事情を許すといひましても、誠意を示されるというのであるならば、米価について国会での審議をどう考へて今後対処されるのか、少なくとも国会で審議をするというふうな前向きな姿勢をお示しいただいて、釈明を願つてこそ、私たちが納得することができると思つております。

したがつて、いま申し上げましたような意味において、農林大臣の御所信を承り、次の質問に入りたい、こう思うわけであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 米価の決定につきましては、米審の御意見を承つて、それを尊重してきめるといふ政府のたてまえであります。ただいまお話しのように、米審が答申を得るに至りませんでしたことは、私どもとしてはまことに遺憾にたえない次第であります。

もう一つ、国会において米価について論議をするのが妥当ではないかと。このことは、もちろん私はそのとおりだと思つております。したがつて、国会においてそれぞれの委員会において米価問題について御審議に相なるということは、これはもう国会として当然なことだと心得ております。

このたび、米審の答申を得られずに、政府の考へ方によつて米価を決定いたしました、こういうふうなあり方について、なお、政府といひま

しては、一般の国民が納得のできるような方法で米価が決定される、そうしてその決定される米価が日本の経済の中で妥当であると多くの国民に考えられるような線を打ち出すことについては、これからさらにも慎重に検討をいたしましてその方策を改善してまいりたい、こう思つておるわけでありま。

○中村波男君 いま、私の質問に対する御答弁をいただいたのであります。何といひますか、返答をするという形式的な答弁の域を出ておりませんけれども、その問題についてさらに論議をいたしてまいりまして、時間的な制約がございまして、具体的にお聞きをしてみたいと思つたのであります。新聞の報道によりますと、米価審議会の自民党選出の四名の委員の方が、十六日に辞意を表明されました。この中で、坂村吉正氏は、辞表を提出したその理由といひまして、「もともと審議委員会という行政庁の機関に立法府の国会議員が参加するのは好ましくないと思つていたが、こんどの米価審議会に出してみ、その感を深くした。特に委員が党利党略にしばられ、米価審議を混乱させ、その権威を落したのには遺憾である」と、このように「朝日新聞」は書いておるのでありま。この席上で私は坂村氏の言動についてとかくの批判をいたそうといひました。

あえて言うならば、そういう考へであつたならば、なぜ米価審議会に自民党から推されて承諾をして出られたかといひたいのであります。それは自民党の問題であり、個人の考へでありますから、とやかく申しません。また、本人がいみじくも言つておられますように、党利党略に縛られる。語るに落ちるとは私はこのことであらうと思つたのであります。したがつて、米価審議会が無答申に終わったことにつきては野党社会党もマスコミから大きな批判を受けておるのであります。こうした批判には私たちは承服するわけにはまいりませんけれども、それはそれとして、大臣として、米審のあのような結果になつたことについて、坂村氏が新聞記者に語つたような内容が

あつたのかどうか、国会議員を今後入れることについてどのような考へをお持ちになつておるのか、この点を承つておきたいと思つたのであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私の立場といひました。米価審議会の皆さん方が、深夜に及んで非常に熱心に、しかも徹底的に、また、あるときには一モアもまじえられた熱心な御討議を拝聴いたしてまいりました。たいへん参考にもなり、教えられるところがありました。そこで、こういう状態であるならば何か一本のまとまつた答申をいただけるものであると楽しんでおつたわけでありま。いまお話しに出ましたように、かけ引きとかそういうことが行なわれたといひましたので、その間は私は関与いたしておりませんので、どういふ経過でそういうことになりましたのかよく事情をつまびらかにいたしておらないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、二回にわたつて米価審議会が答申を出すに至らなかつたといふことにつきては、これからもよく掘り下げて検討いたしまして、米審の価値を高くしていただくようにひとつどうやらつたらいひたい、こう思つておるわけでありま。

○中村波男君 いまの大臣の答弁で、私ははなはだ遺憾に思ひます。米審の具体的な内容については関与しないから、とかくの批判はできないという意味のお話がございましたが、結果的には米審は無答申に終わったのであります。それも二年連続でそういう結果を來たしたのであります。したがつて、大臣としてこれではよろしいとお考へになつておられないのではないかと思つたのであります。これでよろしくないといふことであるならば、次はどういう方法で米価を決定すべきかといふことを当然農林大臣の責任でお考へにならなければならぬと思ひます。また米審が終つて四日か五日で結論を聞こうなどと思つて、かちな答弁を要求するものではございませぬけれども、少なくとも大臣として、とにかく米審を主催され

た責任者といひまして、米審の運営、あり方についてのお考へがなければならぬと思つたのであります。米審の考へがなければならぬと思つたのであります。米審の考へがなければならぬと思つたのであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私がいまお答へいたしましたのは、米審の四日間、国会に呼ばれた時間を除いてはほとんど陪席いたしておりました。各委員の方々の御意見を拝聴しておつて非常に教へられた。その御意見の内容についてでありま。したがつて、各委員のそれぞれの権限を吐露されま。これは、私どもといひました。米価決定にできるだけそれを参酌して決定いたしました。つまりであります。それからどういふようにしていかういふことにつきては、これはそれぞれ委員の方々もいろいろ感じられたのであります。う。私も、いまさき申し上げましたように、あのようなごやかな御意見が活発に吐露せられておつたのであります。ことしはたぶんこれは何らかの答申を得られるものであると楽しみにいたしておつたのであります。結局において、さういふことが、そのいかにあつたか、い。まあ、どういふこととば表現いたしたか、いろいろなお立場によるかけ引きと言へばかけ引きかもしれませぬが、そういうことの内容については、私は深くタッチをいたしておりませんので、いま坂村君の御意見をお読みになりましたが、必ずしも私はそれに同調いたすことは自分としてはでないのでありま。いづれにいたしまして、も、国が学識経験者及びいろいろなお立場の方々から御意見を拝聴いたしまして、とにかく、日本の国の農作物の中心である、国民全体の食糧の中心である、また、その波及するところは日本経済全体にとつて大きな影響を持つてくるのは米でございませぬからして、こういうことについて、現在の状況のもとに、どのようにいたすことが多数国民の意思に沿う方法であるかといふことについては、慎重に検討いたしたい、こういう態度でおるわけでありま。

○中村波男君 さらに、昨日、川野米審会長をはじめ、九人の中立委員が、政府に申し入れを行な

わたしたちであります。その申し入れの要旨は、米価の決定は、実質上、政府と与党の折衝で行なわれ、米審の機能は十分に發揮できなくなつてきている。この際、米価審議会の構成、運営、さらには続けるべきか廃止すべきかの問題も含めて米価決定の方法について根本から再検討すべき時期に来ている。政府のはっきりした態度を早急に表明してもらいたい。以上のような申し入れが昨日なされたのでありますが、これまた昨日の申し入れでありますから、大臣としてこの申し入れをどう受けて立ち、処理しようかという案がまだまとまっておるとは私も思いませんけれども、このような意見が出たのでありますから、したがって、早晩——と申しましても、消費者米価を諮問しなければならぬという時期的な関係からいいますと、三ヶ月も四ヶ月もほうっておくわけにはまいらない問題だと思ふのでありますが、この意見についての大臣の御意見なり御所信を承つておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどお答えいたしましたお答えといまの川野会長の申し入れに対する答えと同じであります。したがって、政府がどのように態度を決定するかということについては、たいへん重大な問題でありますので、さらに検討を続けてまいりたい。そして、政府としては、せっかく申し入れもあつたのでありますけれども、これに対する態度は十分検討した上で答へたい。

このたび、米審が開かれる前後から、実に驚くべき数の投書が全国から私の家に来ております。これをだんだん拝見いたしますと、一般の農家の方々、あるいは工場の労働者の方々から、非常に丁寧な、しかも自分の長年の体験を生かした意見等もたくさんいただいております。私はこういうものを拝見いたしましたときに、ともすれば中央の生活をいたしておりました選挙区の農村から離れております私どもが考えておりますことが上すべりをしておつたのではないかといううな反省すらときどき思ふのであります。私

は、この際、国民大多数の利益のために、また、その御期待に沿ひ得るような方法を、大ぜいの人々の御意見を徴してきめてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○中村波男君 そこで、ことは、米審から国会議員をはずそうという意見が、大臣をはじめ、農林省に多くあつたと私たちは承知をいたしておるのであります。その間のいきさつは省略をいたしまして、結局、国会議員を学識経験者としてお選びになつたのであります。国会議員を米審に入れるに反対があまりまして、中立委員から昨年来猛烈な反対があまりまして、国会議員を米審に入れるならば中立委員は受諾をしないというような動きが表面に出ておつた中にあります。大臣は、また、農林省は、いろいろ最終的には説得をされまして、米価審議会が発足をいたしましたのであります。その説得をされません場合に、来年から米審を改組する、中立委員の意見を尊重する、政治加算などは廃止をする、こういうことが具体的に提示をされて、その説得に従つて中立委員が承諾をされた。新聞は報じておつたのであります。まさか新聞でもためめを書いたとは思へませんが、ゆえに、この間の事情をひとつ承つておきたい、と思うわけでありまして。

○國務大臣(倉石忠雄君) いわゆる中立委員といわれる人々が辞表を昨年出しまして、今年あらためて前の人たちにお願ひをしようと思ひましたら、お断りがありました。私が会つてみましたところ、米審の委員に国会議員が参加するならば入らないと言つた人は一人もありませんでした。昨年のようなあつたことになつてしまふようなことでは意味がないから入らないということでありました。

そこで、私は、そういうことについてだれでも自分が気に入らないことを気に入るようになつていなければ働かないというようなことでは国家というものは持つていかないのではないだろうか、みんながまんし合つてその中に入つて、そうしてこれを国民の期待に沿う方向に持つていくという

お骨折りを知識階級の人々に願ふべきではないか、やめてしまふということではだれにもできることであるが、それでは社会が皆さん方に期待しておる期待に沿うゆゑんではないのではないかと、いうことで再考をお願いいたしまして、このたびもお受けを願つた。でありますから、中立委員を称せられる人々は、このたびの米審においては、その意見とりまとめのために非常な努力を払つてくれた模様でございます。

でありますから、私は、そういう諸般の事情等も勘案いたしまして、これから先、単に米審の構成に限らず、社会からとかくの指弾を受ける政府と政党との関係においていゝゆる政治的にきめられるというような姿勢は好ましくない姿であると私は考へておりますので、そういう点については国民多数の経験者の意見を聞いて、そして素直な気持ちで、米価決定等については、国全体のことで、また、炎天に働いておられる農家の人々に將來の再生産に励んでいただく気持ちを持つていただくためにはどういふ方向でやつたらいいのだからかということをお察すべてを白紙に戻して再検討いたしたいというのが私どもの情熱でございます。

○中村波男君 それでは、新米価に対する具体的な内容について、いさしお尋ねをしておきたいと思ふのであります。百五十キロ当たり一万九千五百二十一円、昨年より九・二％上がりました。千六百四十四円高くなつたのであります。その高くなつたという内容の検討をしてみたい。米審に三通りの方式で試算表が出され、諮問がなされておつたのであります。指数化方式からいへば六百四十円、積み上げ計算方式からいへば、(その一)で千二百六十五円、(その二)でいへば八百七十六円、このように上がつたのであります。その単価の出し方の内容であります。私たちが新聞等々で見ました範囲においては、自作地の地代を正常売買価格を基準にして算定をした、あるいは、資本利子は、諮問では五分五厘であつたが、六分五厘に修正をし、間接労働の範

圍、いわゆる付常労働時間というのを、諮問では一時間半でありましたが、二・六時間に見た。さらに、諮問にはなかつたのであります。生産性向上のメリットの二分の一を農民に還元するという、こういう計算方式が取り入れられた。その結果として、いま私が申し上げましたように、諮問米価よりそれが高くなつたのであります。私は、ことしのみならず、従来の政府の米価決定に大きな不信感を持ちますのは、米価審議会に諮問をした額より、与党と自民党が、悪いことばで言えば裏取引をいたしまして、そして幾ばくかの加算を行なつて、自民党が努力をして、おれたちの力で米価が上がつたんだと。だから、最初に申し上げましたように、米価審議会が法律に基づいて開催をしなければならぬから、開催はされるけれども、米価の決定権は、米価審議会にあるのではなくして自民党にあるところ、政治米価として強く国民から批判を受ける原因、理由があるというふうな思ふのであります。したがって、米価審議会に諮問をされる以上は、政府としてこれが最も正しい方法である、しかも、米価審議会が具体的に意見が出て、それをもとに政府が修正をし、結果的に高くなるという、こういうものであるならば、国民も納得するであります。けれども、われわれが強く政府に迫つてまいりました生産費所得補償方式による米価の算定、したがって、今回加えられた、たとえば付常労働時間を二・六時間にふやしたけれども、これでも足りないと思ふ。総体的に価格の面では不満ではありますけれども、こういう方式を新しくつくつたことについては私は高く評価をいたしますけれども、ただ、米価の決定のやり方がまことに不明朗であり、八百長の批判を世間が浴びせているのもそこに原因があるのではないかというふうな思ふのであります。

まず、最初にお伺ひしたいのは、こういうふうな修正をされた理論的な根拠なり理由なり、また、自民党との折衝の中でこれを認められたいきさつなりをこの機会に具体的に聞きましておき

たい、こう思うわけであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど私が申し上げましたことの中に、いわゆる政治的米価といわれるような——私は、政治的米価ということばそれ自体はいろいろ解釈のしようがあると思うのでありまして、そろばんはこう出てくる、しかし、政策的に考えて、生産意欲を高めていただくためには価格政策の面で米価についてもう少し上げんすべきたという考慮を払うことは、少しも悪いことではないと思います。これをあえて悪く言う政治米価ということばではないと思うのでございますが、ただ、たとえば米審の答申があつて、政府がそれを基準にして価格を決定しようとするときに、いろいろの関係で政党がそれに関与してこられる度合いというものはおのずから私は限界があると思ひますが、ただいまの状態では、政府は一応の試算を米審に出しましたけれども、米審の答申がございせんでした。そこで、政府が決定する場合に、与党である政務調査会と相談をいたしました。その政調会において、いま御指摘のとえれば付帯労働等についてもいろいろの考え方と先方の考え方との論議を戦わしました結果、なるほどそれでは二・六までこれは認めることが妥当であろう、こういうように一つ一つそういう結論に立ちまして政府は決定をいたしましたわけでございまして、私どもが一万九千五百二十一円になりました。積み重ねの要素について申し上げることが必要でありましたならば、政府委員のほうから申し上げますが、趣旨はそういうことでございまして。

今日、日本の国会で政党政治をやっております限りは、今日のような過程を一度は経過して、その間において十分に政策論議を戦わして、政府も、妥当であるという見解を持ちましたならば、それを尊重して政府案を修正するというようなことは、むしろ民主的な行動ではないか、こう理解しておるわけであります。

○中村波男君 大臣、私が言いたいのは、政府は自民党の上に成り立っておりますのでありますから、

自民党の意見をお聞きになる、また、民主主義の原理からいいますと、多数決政治でありますから、自民党が過半数を両院に占めております段階においては、自民党の意見が政治の上に大きく反映することは、当然であります。しかし、現実には、米価審議というものが、国会を無視し、軽視をし、自民党と政府との間で最終的にきめられておるから、政治加算であり、党略米価だという批判が出てくるというふうに思ふのであります。

さいぜんから何度も申し上げておりますように、全く米審というのは形式の場である、こういうことを考えてみましても、われわれが米価の決定を前にいたしまして、参議院は一日も米価審議をいたしておらないのでありますから、したがって、国会という立場においてこの場で大臣の出席を願つてわれわれの意見を聞いてもらいたいし、要求も出したかったけれども、大臣が出られなかつた理由が、政府のワタの中にあつて調整その他で出られなかつたのであるならば、まだ了解ができると思うのであります。問題は、自民党とどう話をつけるかということに全力が注がれた、また縛りつけられまして、国会に出られなかつた。ここに大きな問題がひそんでおるというふうに思ふのであります。

そういう意味におきまして、与党の皆さんにもお考えいただきたいのであります。少なくとも絶対多数を持つておるといふ自信の上に立つて、国会でなせもつと論議をされようとしなさいのか、そういう方向に政府は持つていくべきだと私は考へるのであります。あえて同じようなことを御質問申し上げますけれども、これらの点について、今回の米価の決定の反省として大臣はどうお考えになつておるか、重ねて御質問をいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまのお話の中に少し誤解があるように存じますのは、私どもと大蔵省とが最終的に意見が一致したしたのは、十六日の午前一時かそこらであると存じます。どうしても意見の折り合わない点がたくさんございまして、

したがつて、なるほど夜中でありまして、ほかを使うことはできなくなりましたので、自由民主党の本部を使つてはおりましたけれども、最終的に財政当局とわれわれとの間になかなか意見が一致をいたさないものがございまして、非常に時間がかかりました。政党というものはその間に立つておる調整をいたしておつたようなことでありまして、私どもは財政当局としてそれぞれの立場でいろいろ主張される点もよく理解もできるのであります。農林側は農林側として主張をいたした、なかなか折り合いがつかせませんでした。そのためにたいへん時間がおくれましたが、いま私に対してお話のございました米価を決定するのは国会でというお話、これはもう国権の最高機関でありますから、国会において常にそういう問題が検討されることにつきましては、私はいま政府側におりますので、国会の御意思によつてどのようにして御決定になられるべきものではないか。政府は国会におきめになりました方針に従うのが普通ではないかと思ひますが、決定のやり方についてどうかと、こういうお尋ねでございまして、ただいまのところは、いまのようなやり方が一番妥当である、こういうふうに私どもは考へておるわけでございまして。

○川村清一君 関連してちょっとお尋ねしたいと思ふんですが、大臣のお考へになつておる基本的な考え方そのものにわれわれはなかなか了解が得られない点があるわけであります。また、そういうようなお考へ方が基本的にあるがゆゑに、先週の金曜日、土曜日のようなああいう当委員会に対する軽視的な態度が行動としてあられたものであると、かように判断せざるを得ないわけであります。

私どもが考へておりますのは、現在の制度のもとにおきましては、米審がありまして、米審の答申を得て米価は政府が決定するものである、まあそういう制度でありますから、われわれは基本的にはそういう行方に対して批判的でありま

す。われわれは、御承知のように、米価は国会の審議を経て国会が決定すべきものであるという考へ方を持つておりますが、現在の制度はそういう制度でございまして、こういう制度を認めての上での考へ方でも私どもこれをやってきております。しかしながら、御承知のように、十三日の夜から十四日の明け方にかけて徹夜で米審は審議をやりましたけれども、米審はついに答申ができないという決定になつたわけでございまして。

そこで、政府は、米審の答申を得て米価を決定するという段階を踏むわけにいかなくなりまして、そこからは問題であります。私どもの考へ方は、米審の答申を得られなかつたその時点においては、当然政府は国権の最高機関である国会の意思を聞き、国会の意見を聞き、国民の声を聞いて、そして的確な米価を決定すべきである、こういう作業に入るべきであらうとわれわれはかたく信じております。しかるに、大臣は、そういう行き方に対しては、きわめて消極的というよりも、むしろ反対である。政党政治を行つておる現在において、与党の意見を聞いて決定するのが最も民主的な方法である、かような考へ方でございまして。もちろん、政党政治を否定するものではありません。否定しなければ、当然与党の意見を聞くことはけっこうでございます。しかしながら、それは聞くだけであります。最終的な決定の大きな要素となるものは、やはり国会の意見を聞いてやるべきである、私どもはかように断定せざるを得ないのであります。

こういう意味において、その時点に立つて、私どもは、委員長を通じて、ぜひ大臣の出席を得て委員会を開いてもらいたい、そして、答申が出なかつた現段階においてどういふような米価を決定するのかということについて十分審議し、国会の意見を聞いてもらいたい、そういう場をつくつてもらいたいということを要請したわけであります。野知委員長も、当然であるというふうなことで、窓口になつて、大臣の出席を求めているいろいろと努力をされたわけであります。しかしながら、

大臣は、ついにその要求に応せられなかったものであります。この間、私どもは理事会を数回開きまして、そして大臣がどうして来られないかという理由も、官房長を通じてあるいは総務課長を通じていろいろのお話も承っておりますが、どうもわれわれは納得できかねるような説明等もいろいろあつたわけでありまして、特に十四日の金曜日の午後等になりましたが、午前中のいろいろの大臣の模様をお聞きいたしました、とても大臣は忙しい、時間はとれない——忙しいことはもちろん百も承知でございます。答申が出なかつた今日において、しかも一両日中に政府が米価を決定しなければならぬとするならば、大臣のからだは寸暇もないということは十分承知しております。しかしながら、基本的に、国会を重視する、国会の意見を聞くということでありまゝならば、いかに忙しくても、一時間や一時間半の時間はないことではないだらう。われわれは、四時とか五時とか、そんな時間を限らぬ。六時でもいい、晩の八時でもいい、とにかく大臣の都合をつけて出てもらいたいということも強く要請したわけでありまゝ。しかしながら、ついに応ぜられなかつた。私どもは、非民主的である、国会を軽視しておる、こういう行動に対しては断じて許すことはできないと、こういう考えから、もう非常な憤りとなつて、委員会がもめた、あるいはまた二日間休止した、こういう結果が生まれたのであります。

そこで、大臣がこういうような行動をとられたその根底には、いま答弁されておりますそういう考え方——そういう考え方はわれわれは了解できませんが、そういう考え方があるからこういう行動に出たのでありまして、したがって、結論的に申し上げますならば、冒頭、大臣からことばの上ではきわめて丁寧な陳謝ということばでもって釈明されたわけでございます。しかしながら、それはことばだけであつて、實際気持ちの上からそういうことになつておらないと思うわけでありまゝ。まず国会で野党の質問なんか聞いていたつて

しようがないじゃないか、あとは与党の自民党と相談してきめればそれでいいんだと、こういうような考え方、もうきめてしまつたら野党側がつべこべ言つたつてそんなもの問題でない、こういうような考え方、こういうものがあるのじゃないか。そういう考え方があるならば、これは今後いろいろ行政的な措置において若干手直しされるかもしれないけれども、根本的に国民が納得していくような形において米価の決定をされるという、そういう道順が来年においても再来年においても絶対にできないのではないかと、かように判断せざるを得ないのであります。したがつて、そういう考え方を改めまして、大臣の言う民主的な考え方というのはいわれわれは納得できません。民主的な行き方というのは、国会の意見を積極的に聞いて、国会の意見によつて最後の判定を下していく、そして米価をきめていく、こういう態度をとるべきではないかと、かように考へて、中村委員の質問に関連して、私も理事の一人でありますので、いままでのいきさつも知っておりますから、そういうことで私の意見を申し上げたのでございまして、これに対しての大臣の御見解を率直に聞かしていただきたいと思つておりました。

○国務大臣(倉石忠雄君) 過日の不出席のことにつきましては、先ほど申し上げましたのが私の本旨でございます。

そこで、野党のお立場を軽視するというふうな御意見がありましたけれども、私どもでもこれいつ何とき野党になるかわからないのでありまして、自分から自分を否定するわけにはいきません。国会は当然与野党があつて形成しているわけでありまして、そんな気持ちを持つておつたのでは、これは民主的な政治家ではないと思ひます。

そこで、国権の最高機関たる国会においては、常時、米価に限らず、国政の重要な問題についていつでも御討議が願えるわけでありまして、これからはもうそういう機会をつくつていただいて、そして平素そういう問題について建設的な御意見

を拝聴することができるよう国会をわれわれは期待いたしておるわけでありまして。ただ、今回の米審不答申が二年にわたつてそういう結果になりましたこと等もあつて考慮いたしまして、最初申し上げたように、私どもは、どのようなやり方でもやつてまいらねばならぬ一番民主的であり、国民多数に納得してもらへるかという、そういうことについて深く掘り下げて検討いたしまして解決をいたしてまいりたいと、こう思つておりますので、これから国会でも済みましたならば十分検討いたしてみたいと思つております。

○矢山有作君 私は、きょうは、従来の行きがかりがあるから、理事の方とのやりとりを聞いておりました。実にやりとりを聞いておつてふんまんにたえぬのは、先ほど理事も指摘されたように、ことばの上では陳謝されておる。しかしながら、私は大臣に聞きたいのですが、あなたは、国会は国権の最高機関だから、審議を尊重すると言われ、尊重すると言われるのなら、答申が不能になつた段階で、国会が何となく出てきてくれ、米価の問題について審議したいんだと言つたら、どんな事情があるかと、出てきて審議に應ずるといふのがあなたのことばからしたら当然出てくる結論じゃないですか。それをやらないうで、それをことさらに避けて、私はいままでの経過を裏の話を聞いておりましたが、ことさらに避けておいて、そうして、国権の最高機関だから、国会の審議はそれはけつこうだ、いつでもやると言つたつて、何の関係もないときにやるのがいいのか、あるいは、問題が焦点として浮かんできるときに審議した方がいいのか、それはおのずから結論が出るでしょう。やつぱり問題が浮かび上がつておるときに審議するのが、一番審議としてはあるべき姿だし、そのことがまた一番いいのじゃないですか。したがつて、答申が出なかつた、出なかつたからその段階で公正に米価をきめんだという形をとる、その立場から踏まえても、やはり審議に應ずる、どんなことがあつても審議に應ず

る。内部の調整というのは、あなた方自民党の内部の話し合ひだ。そういうことをやつておるから、党利党略の米価だと言われる。そういうことを言われたいために、やはり国会で審議に應ずるといふのがあなたの方のべき態度だ。だから、あなたの方で言うことは、腹の中で考へておることとまるで違ふことを言つておるのです。そういうことでは、この国会をこまかして通ることはできませんよ。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまのお話は、私としてはなほ遺憾でありまして、私は国会を軽視しているような意思は毛頭ございませんし、ただ、御承知のように、大体十五日までにはきめようと。これは、翌日は日曜日であり、それからまた、いわゆる予約金を持つておる農家も多いのであるから、とにかく早くきめようと、こういうことではありますので、米審が二日も既定の日取りよりおくれでおるわけでありまして、そこでひとつ急いでやらなくてはならない。米価審議会は、御存じのように、政府の諮問機関でありますから、その答申が出ない。そこで、政府は、米審の各委員の方々がいろいろの参考になる御意見を吐露されておりますから、そういう御意見等を酌をいたしまして、政府の責任において決定をいたしたいと、そういうことのためにまず財政当局と調整に入つたのであります。これがなかなか手間をとりました、そういうことで、ついに国会に伺うことができなかったことは、先ほど申し上げましたように、まことに遺憾なことでありまして、私も、私のとつてまいりましたことにつきましては、どうぞそういう事情でありますので、特段の御理解をいただきたいと思ひます。

○中村波男君 関連してそれぞれ大臣の態度、考え方について質問が行なわれておるのであります。さいげんの私の質問に対して、決して農林大臣と自民党との調整で手間どつたのではないのだ、十六日の午前一時にきまつたが、財務当局すなわち大蔵省と農林省との話し合ひに非常に時間がかかつた、党は調整役に回つたんだと、こういう

うお話であります。私は全く諒解だと思つてあります。農林省の米価審議会に諮問された米価、大蔵省の今回の米価決定に対するできるだけ押えようとする態度から言ふならば、農林省と大蔵省でそんなに大きな意見の食い違いはあつたのではないと思つてあります。問題は、自民党がいわゆる要求米価を出しまして、それをいかに調整するか農林大臣が苦慮され、それがいわゆる政治力であつたというふうに思つてあります。したがつて、そういう言いわけではなくして、今後前向きで国会の審議の場に乗せるという、こういう姿勢を強く要求をいたしまして、次の質問に入りたいと思つてあります。

ともかくにも、昨年まで二カ年行なわれまして指数化方式をことしは御破算にいたしまして、いわゆる生産費所得補償方式による積み上げ方式で米価が決定いたしました。このことは、われわれも望むところであります。しかしながら、聞くところによりますと、指数化方式を農林省は断念したのではないに、ことしの米価を基準にして来年は指数化方式を出すんだという考えが相当強くあるというふうに承つておるのでありますが、その問題について明快な大臣の方針を承つておきたいと、こう思つてあります。

○国務大臣(倉石忠雄) 御承知のように、米審に対して政府が農林省から提示いたしました三つの試算、このうちの第一は、指数化方式でやればこういうことになり出すというところを出してありますが、政府の立場としては、昭和三十九年産米を基準価格といたしました上に乗る指数化方式ということになり出すと、これには必ずしもこだわることではありませんと、こういうことを申しておつたわけでありまして、つまり、基礎が三十九年でありまして、三年たてば検証をしなければならぬということでございますので、昭和三十九年産米の上に基礎を置きました指数化方式には必ずしも拘泥するものではない。もう一つは、いわゆる積み上げ方式でやればこういう試算になります。どのような方法でやつたらいいかというこ

とを御意見を承りたい、こういう諮問をいたしたわけでございます。

それから今年決定いたしました米価を基準にして、明年はこれの上で指数化方式をとるのであるというところだかどうだということだいまお話のようでありまして、政府といたしましては、先ほど来私が申し上げておりますように、まず米全体の政策についてどういふ姿勢で取り組むべきであるかということから、基本的な検討を掘り下げてやつてまいりたい。その上に立つてやはり価格のことも自然に出てくる問題でございますが、そういう趣旨で掘り下げて検討をいたして態度をきめてまいりたいと思つておるわけでありまして、いま、先のことについて、明年はどうしようというふうなことをまだ決定いたしておる段階ではありません。

○中村波男 大蔵大臣の御出席を要請申し上げます。せっかくおいでをいただきましたので、さつそく御質問を申し上げます。さういふので、今回の生産者米価の決定をめぐりまして、世間では、政治加算だといふ強い風当たりが政府与党に特に出ておるのでありますが、そういう風当たりが大きき理由といたしましては、生産者米価が上つたことによつて配給米の値上げがぐんとエスカレーションするのではないか、こういうおそれがあるからだと思つておるわけでありまして、そこで、新聞の伝えるところによりますと、水田大蔵大臣は、十六日の未明の記者会見で、「事情が変つたので、消費者米価の値上げ幅をさらに引上げることも検討する必要がある」と、このように発言をなされたとして、暗に値上げをほめかしておられるのでありますが、また、大蔵省として生産者米価の引き上げ分だけ自動的に消費者米価を引き上げる、すなわちスライド制の検討を始めた、これまた新聞が伝えておるのでありますが、この問題について、この機会に大蔵大臣の明快な御見解、御所信を承つておきたい、こう思つてあります。

○国務大臣(水田三喜男) いま農林大臣がどうお答えしたか、打ち合わせがございませぬので、よくわかりませんが、この問題はまだ政府間で全然いろいろ協議をしたこともございませぬし、予算米価としては、御承知のように、昨年の産米、政府買い入れ米が逆さになることを防ぐという計算から、十月から値上げをするという方針で予算米価はきめておられますが、しかし、実際には、消費価格を幾ら上げようかというものは、政府間で関係各省が十分に相談して、最後は米価審議会に諮問して決定される問題でございますので、政府としては、これから関係者で検討するという立場でございまして、現在まだ方針をきめてございませぬ。

○中村波男 検討するということは、据え置くということも検討することでありましようし、また、予算委員会等でわが党の木村政審会長から指摘をいたしましたように、本年度は自然増収が相当多額に出る見込みでありますから、それを財源にして消費者米価の据え置きをはかるべきだというのがわが党の要求であります。それも検討でありましようけれども、しかし、記者会見にお述べになつた時点また諸般の情勢から言ひまして、検討をするということとは、値上げを中心にお考えになつておるであらうし、また、国民はそのように受け取つておると思つておるわけである。なるほど、きのう、木村長官は、現段階では値上げする考えはない、こういうふうに述べられておるのでありますが、現段階では値上げする意思がなくとも、問題は十月一日から予算米価の値上げがきまつておるのでありますから、したがつて、できるならば上げることが考へておらないという言明はこの機会にはできないのかどうか、その点だけはつきりお聞きしておきたいと思つておるわけでありまして、

○国務大臣(水田三喜男) 食管会計は、御承知のように、本年度の予算におきましても、さつき申しましたような十月から一四・四%値上げするというところを見込んで千二百三十何億円という赤字がございまして、その赤字は一般会計で埋めるといふことにしたのが今度の予算でございまして、もしこれが値上げされないとしますならば、二千五百億円をこす。さらに、本年度の新産米買い上げによつて赤字は八百五十億から九百億に及ぶといふことになりまして、何にもしない場合は、食管会計が三千数百億の赤字になるということでございますので、これをどうするかということでは、これからの問題でございます。これを全部消費者に負わせるということになりましたら、米価は相対的に値上げをしなければならぬと、これは国民の家計の問題とも関係いたしますし、また、物価政策とも関係いたしますし、一方、財政的にこれをどうするか必要等を勘案しまして、これは合理的に今後対策を立てるべき問題かと思つておりますので、いま、この場合、これを幾らにするつもりかどうかというところを聞かれまして、これから私どものほうで考える問題だとお答えするよりしかたがございませぬ。

○中村波男 この時点においてこれ以上のお答えをいたすことは無理だと私も思いますので、あえてこれ以上申し上げませぬ。

そこで、大蔵大臣に頭に置いていただきたいと思ひますのは、五月三十一日の参議院の大蔵委員会、宮澤経済企画庁長官の答弁のあとに、生産者米価が上つても、消費者米価の上げ幅は一四・四%をこえることはないであろうという趣旨の御答弁がなされておつたのであります。したがつて、あえて私が推測をするならば、これだけ——われわれは不満であります、生産者米価が上がるというところを予期しておられなかった、だから一四・四%をこえることはないであろう、こういう答弁がなされたのでないかと思つておるわけですが、このときのお考えと今日のお考えとでは、いま私が重ねて御質問をいたしましたことについて言明を避けていらつしやるのでありますので、大体われわれも推測がつくのであります。しかし、三カ月も四カ月も前におつしたことはではないのでありますから、大臣の国会における答弁に責任を持つという立場から、この時点における答弁はどういう意味合いがあるのか、お聞きをしておきたいと思つておるわけでありまして、

○中村波男 大蔵大臣の御出席を要請申し上げます。さつき申しましたように、予算米価はきめておられますが、しかし、実際には、消費価格を幾ら上げようかというものは、政府間で関係各省が十分に相談して、最後は米価審議会に諮問して決定される問題でございますので、政府としては、これから関係者で検討するという立場でございまして、現在まだ方針をきめてございませぬ。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、消費者価格の値上げの決定はやはり生産者米価の決定を待つてからきめるのが順序であるというふうに考えておりましたので、いまおっしゃられたようなことをほんとうは言うはずはないのでございますが、いま聞きましたら、そういう答えをされているということでございますが、当時としては、いま言ったように、そういう順序であるというふうに考え、しかもその場合に生産者米価の値上げがその割りでなかったというときには、昨年のやり方を見ますという、新しい米についての赤字は消費者価格に織り込まないでやるというようなこともやっておりますし、また、そのときの財政状況によつていろいろやり方があると思ひますので、そこを考へて本年度の消費者米価はきめたいと思つておりましたから、私はほんとうに実はどうこうあれはなかったのですが、そう言つたとしても、当時はそういうふうに考へて、財政との考へによつてなるだけこれを最高限にする措置をとりたいというふうに考へて申したのではないかと思つております。

○中村波男君 私も新聞等で御質問申し上げたのではないのでありまして、大蔵委員会の議事録を読みまして、大体私が申し上げましたような趣旨を宮澤さん、水田さん御両人が答弁としておっしゃつておるのでありまして、一度お調べをいただきまして、その答弁にこたへるような方向で消費者米価の値上げは絶対やめてもらいたい、このことを強く要請いたしまして、せっかくの機会でありまして、もう一点だけ御質問いたしまして質問を終わりたいと思つております。

本年度の経済見通しは、年度中の消費者物価の値上がり幅を四・五%と政府は見られておられるのであります。実際には、東京都をはじめとする地方公営交通の値上げ、あるいは、バス、タクシー、航空運賃、牛乳、家賃、理髪、パーマ、授業料などのいわゆるさみだれ値上げが相当行なわれておりますし、また、出ようといはしてあります。さらに、春闘等における賃金の上昇等もありまして、

中小企業やサービス業等による国民大衆の日常生活に最もつながりの深い食品やサービスの値上げが強く動いてきております等々の観点から、この経済見通しを考へてまいります場合に、政府の消費者物価値上がり四・五%と見ておられるのは、このように動くかどうか、私はとても四・五%ではおさまらないような気がいたしますがゆゑに、大蔵大臣にせつかく御意見をいただきまして、その見通しについて御答弁をいただききたい、こう思つておられます。

○国務大臣(水田三喜男君) 日本の物価の上昇を見ますという、過去十年間、平均六%以上上がつておりますが、その六%以上上がつておつたのが、四十一年になつて五%ちよつと切るといふことは、これはなかなか大きな変化でございます。この変化は、結局、過去十年間、生産性の低い部門に対する投資が相当多行なわれておりますので、その効果がそろそろ出てきたということの意味するものだろうというふうに私は解釈しております。したがつて、そういう意味で見ますという、今年度さらに中小企業につきましても、農業につきましても、近代化投資が相当強く行なわれておりますので、その状況から見ますと、一五%に落ちた物価は今年度はもう少し下がるという傾向にあるだろうということが当初の政府の見方でございますが、いまのところまだこれをつくがえすようないろいろな変化が出ていないと思ひます。特にことしの四月あたりの物価を私どもは一番値上がり要因を持った月でございまして、注意いたしましたのが、これがそう思ったほどの変化を示さなかったというふうなことから、全体としてまだあるいはその点に落ちつく可能性は本年度あるというふうに考へております。

○中村波男君 私の割り当て時間がすでに経過しておりますので、もう一度だけ御質問をいたしまして終わりたいと思つておりますが、これは今後の米価問題に対する基本的な態度でなければならぬという立場で申し上げるのでありますが、米価審議を米価のワケ内だけで論議をいたします

と、財界に代表されますように、準内地米と比較して政府の買入れ米価は約二倍もするという、こういう高過ぎるという議論が出てくると思うのであります。しかし、一方、生産者農民が、このような農業政策の中では、ますます地域格差、所得格差が出てまいりまして、いわゆる低米価である、これは再生産はできないと、こういう強い不満が今日の米価闘争となつて現われてきておると思ふのであります。したがつて、私は時間もありませんから、はしよつて申し上げるけれども、国際価格に照らして高米価であるけれども、生産農民にとっては低米価である、ここに問題の根本的な解決をしなければならぬものがあるといふふうに思ふのであります。米価問題を議論いたしますには、基本的には価格政策は構造政策での過程でなければならぬ、このように考へますがゆゑに、今日こういう状態になりまして食糧の自給度がますます低下を來たしておるという総合的な食糧政策の見地からも、政府として与党として考へてもらわなければならぬ。政府としては、戦争中はもちろん、戦後、食糧の不足いたしましたときには、全く低米価で、強権をもつて供出をさせてきた、いわゆる農民収奪の農業政策の中からこのような矛盾が出てきておると思ふのであります。したがつて、今日これを解決いたしますためにはどうあるべきかということについて、農業近代化を目ざす抜本的構造政策の確立以外には解決の方法がない。それには、思い切つた財政投融資を行なつて、構造改善を格段と進める以外には米価問題の根本的な解決はないのではないかと、このように考へております。

また機会を見ていろいろ意見を申し上げ、政府の態度、方針をお聞きしたいのでありますが、基本的にいま私が申し上げましたことに對して、財政を握つておられる大蔵大臣、農林行政の責任者である農林大臣からそれぞれ御答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、お説のとおりだと思います。で、農業基盤整備のための金、農

業の構造改善のための金というものをものと農業につき込まなければならぬ。この効果が出てこない間はある程度価格政策をもつて対処しなければいけないというふうに思つておりますので、根本的には、農業生産のコストを下げる構造改善の仕事をすべきだ、それに対してつとて国の資金を投入しなければならぬというふうに思ふのですが、農業政策に口を出しなかつた悪いのが、一定の金をつぎ込む場合には、その金が有効になる軌道というものがしなれていなければこの金は有効にならない。そういうことを考へますという、農業に金をつぎ込む場合に、いまの土地制度のあり方はこれでいいかどうか、いろいろまだそこに考へるべき前提問題が加わつておるのではないかと、いふふうにも考へますので、こういう問題の合理的な解決とともに農業への資金投入というものが行なわれるなら、農業コストはもとと下がるというふうに私は考へております。

○国務大臣(倉石忠雄君) お説のように、私どもも、価格政策だけでなく、生産政策、構造政策に取り組まなければその成果はあがらないことは、そのとおりであります。したがつて、政府部内におきましては、財政当局とも十分に相談をいたしまして、いま申し上げましたような方向で施策を進めてまいりたいと思つております。

○北條鶴八君 時間がだいぶ食い込まれましたが、先ほど大臣の釈明に對して社会党の中村委員が種々御指摘をされました、特にその中で国会軽視の点につきましては、私といたしまして、先週末の委員会要求に対する農林大臣の態度は、全く遺憾でございます。こまかいことは省きますけれども、国会の詮議機関であります農林水産委員会に一回も米価について審議をすることができない。しかも、その理由は、釈明によりまして、もつぱら農林大臣が政府与党内の折衝に当たらないければならぬからというのでは、まことに本末転倒してはいやしないかというふうに思われるわけ

でございまして、公明党といたしましても、この点はさらに指摘をしまして、農林大臣の猛省を促したいと思ひます。時間がございせんから、これに対する大臣のお答えは、次の質問と同時に回答させていただきます。

次に伺ひたいのは、諮問案として、指数化方式と、それから積み上げ方式の二通りがありますので、都合三方式を諮問案として出されたわけでありましても、大臣とされて、このうちどれが一番望ましいかと考えられておられるのか、その点をお伺ひいたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) その前に、先週不出席のことにつきましては、先ほど申し上げましたのが私の本心でございますので、この点はひとつ御了承願ひたいと存じます。

それからお尋ねの諮問案に指数化と積み上げ方式を並列して諮問いたしました、指数化方式につきましては、先ほど申し上げましたように、三十九年度の基準米価を基礎にいたしておりますので、これは指数化方式には必ずしもこだわるものではありせん、こう申しておるわけでありましても、指数化は、御承知のように、米価算定を安定させるという意味ではかなり効果があるものであると存じております。しかし、政策的に考えましていろいろな状況を勘案して決定しようという場合に、積み上げというののも一つの考え方である、こう理解しております。

○北條眞八君 この積み上げ方式は使われませんでした各費目のうちで、一が付帯労働時間、二が資本利子の利率、三が地代、四が生産性向上のメ리트還元というように、四番目の生産性向上のメ리트還元は当初の政府の案ではなかったようでありましても、この四つの費目につきましては、政府案ではこうではあったが、今度の最終段階の積み上げ方式ではこういうふうに変化した、それがために各費目について幾らに単価が上がったのかというところを、これは政府委員でけっこうですが、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大口駿一君) 米価審議会に諮問をいたしました積み上げ計算方式につきましては、二通りの試算を出しておるわけでございますが、従来の米価審議会の御審議を通じて政府が三十九年度米の価格を決定いたしますまでの間に採用いたしております積み上げ計算方式の各要素の取り方に基づいて計算いたしました試算と、それからその中で若干の要素について新たな考え方を織り込みましたものを試算第二というところで示しをいたしたのでございます。

そこで、ただいまのお尋ねは、政府が最終的に決定をいたしました米価の算定基礎の内訳の数字と、それから政府が米価審議会に諮問案として提出いたしました試算の第二番目の数字との差額を内容的に御説明をすれば御質問の趣旨に合致するのじゃないかと思ひますので、そういう順序で御説明いたしたいと思います。

政府が米価審議会に提出いたしました試算の第二の合計額は一万八千六百四十五円でございます、この金額は、三十九年度米を決定いたしました際の積み上げ計算方式のほかに、新たに付帯労働として、農家が最近共同作業を非常にやっておるということから、共同作業の打ち合わせに要する時間、並びに農家が簿記をつける習慣が非常に普及しているということから、簿記をつける時間等を農林省の統計調査部で補完的に調査をいたしました結果の時間を採用いたしまして、一・五時間という時間を織り込んで試算を出したのでございます。

それから修正点の第二点は、従来の米価算定の基礎になつております地代評価は、小作地につきましては、小作料として実際に払われた金額が入っており、自作地につきましては、自作地の近傍にある小作地の小作料というものを基礎にとつておつたのでございますが、現在織り込んでおります地代部分の評価が最近の経済実勢には必ずしも合わないということを考えまして、新たに土地資本利子としてこれを評価するという考え方を導

入をいたして試算をしてお示しをし、その結果、合計額一万八千六百四十五円ということでお示しをいたしたのでございます。

最終の決定米価は一万九千五百二十一円でございますので、その差額について、これから順を追って御説明いたしますが、米価審議会の会議を通じて、結果的には答申がいただけなかったのでもございまして、いまの付帯労働につきましては、いま私が申しました共同作業の打ち合わせに要する時間並びに簿記記録に要する時間合計一・五時間のほかに、さらに研修会、講習会に出席をしておる時間並びに資金調達に要する時間の中で特に米の負担をすべき部分というものが、ただいま申しました統計調査部の補完調査の結果、さらに……

○北條眞八君 時間がありせんから、こまかいことはまたあとで伺ひますから……。

○委員長(野知浩之君) 簡単に願ひます。

○政府委員(大口駿一君) それでは簡単に申し上げます。数字だけ申し上げます。

付帯労働で政府案に対してさらに八十八円プラスいたしました。それから自己資本利子を五分五厘から五分六厘にすることによりまして九円プラスをいたしました。それから地代の評価を、自作地の地代につきましても実納小作料水準をとるということによりまして五百二十九円追加をいたしました。それから生産性向上のメ리트のうち半分を農家に還元するというに伴ひまして二百十九円加算をいたしました。それから従来基本米価のワクの中に入つておりましたモチ米加算金をワクの外に出しますことによつて二十八円プラスいたしました。合せて一万九千五百七十七円という数字を出しまして、これを実際の価格を告示いたします際には一俵当たりの価格にして、円以下の単位が出ないために端数を整理することによりまして一万九千五百二十一円という数字を算出した次第でございます。

○北條眞八君 いま説明していただきました各費目のほかに、新聞で見ますと、農家の危険手当に入をいたして試算をしてお示しをし、その結果、合計額一万八千六百四十五円ということでお示しをいたしたのでございます。

ついで加算をするような話が出ておりましたが、これは別途に処理する、農家の危険手当を米価に入れるのはまずいので、来年度から予算措置を講ずるといふふうに新聞には出ておりましたが、その点については、大臣に伺ひたいのですが、どういふ措置をとられましたか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、米価算定の場合の家族労働者の評価額の考え方は、労働の質や態様の違いには立ち入らないで、稲作労働全体として他産業における平均的な賃金を計算の場合に置きかえる、こういうことでございまして、私ども、農家の方々が農業等によるいろいろな被害のことも考慮いたしまして、これも何とかすべきではないかという御意見もございましたけれども、いま申しましたような労働費の計算から申しますと、恒常的にそこに算入すべきものではないということで除外いたしましたわけでありましても、しかしながら、農業等のことにつきましては、別途にさらにどのようにしてお世話をすることができるといふふうなことを検討しよう、こういうことで、具体的にまだきまつたわけではありせん。

○北條眞八君 とかく積み上げ方式というのはいろいろな理由ができるわけでありましても、農業の被害といへば、何も稲作だけに限つたわけじゃないのであります。こういう点はとくにお考え願ひまして、他に畑作農家もたくさんおるわけでございますから、そういうものとの均衡も考えてやっていただきたいというふうに思ひます。

時間がございせんから、こまかい点は略しまして、最後に、米は、何と云つてもわが国農業の最も貴重な生産物であり、しかも国民食糧として最も重要な地位を占める農産物でありまして、したがって、需給に見合つてその生産が確保されなければならぬというところは、申し上げるまでもないことであります。一方、労働賃は毎年相当の率で上昇しておりますから、米価もこれに見合つて農家の所得を確保するように定められなければ、生産意欲を失つてしまひまして、生産の減少を来

わが公明党は、かかる見地に立ちまして、この際は、積み上げ方式によって農民の所得が少しでもよくなり、他産業におくれないように、地代、労働時間、賃金の評価、資本利子等について、従来の行き方にとらわれることなく、合理的な算定ルールを確立することが大事なことだと思ひます。また、それと同時に考えなければならぬことは、米価の根本を支配する農業構造改善政策というものを強力に推し進めて、農業の近代化を一瞬も早く達成することが米価問題を根本的に解決するかぎだと思ひます。いまこそ米価問題を大所高所からの見地に立ちまして大胆に処理すべきときであると痛感するのでありますが、この点につきまして大臣の確信ある御所見を伺つて、私の質問を終わります。

○委員長（野知浩之君） 本件については、この程度にとどめます。暫時休憩いたします。

午後三時四十四分開會

漁業協同組合併助成法案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○鶴園哲夫君 時間が非常に少なくなりましてまことに残念なんですけれども、この二つの法案について、このあいだ、私は、午前中一時間四十分くらい、午後一時間四十分くらい質問したのですけれども、ちょうど大臣もいらっしやらないし、政務次官もいらっしやらなかった。政務次官は大水害のためにいらっしやなかった、大臣は米価のためにいらっしやなかったというわけですね。承知の上で三時間余やったのですけれども、おいでにならなかった。さらに、この二つの法案が出ておったのですけれども、三十分くらいしか大臣はこの二つの法案について出ておらなかったわけです。最後にいろいろ伺わなければならぬ点がたくさんあるわけですが、時間がありませんので、それぞれの法案について一つずつ伺いました。いわけであります。

農林省は、今度、農林水産委員会には九つ法案を出してきておる。水産庁が四つ出してある。その中で、中小漁業振興特別措置法、これも非常に問題がありました。ですから、大臣の意思をはっきりさせるひまがなくて上がったように私は思います。漁災についても、非常に問題があると思ふ。ですから、漁災法あるいは漁協合併法につきまして、この法案を出すにあつたての大臣の気持ちというものを伺いたいわけです。それからこの二つは非常に大きな問題をはらんでおるから、これからの行政庁の長としての考え方を伺いたいです。時間がありますと詳細に伺いたいのではありませんけれども、非常に少ないですから、その二つを伺いたいわけでありませう。こう言ひましても、どうも親切味を欠きますから、中身を若干説明して、大臣の法案を出した気持ちと、これからの実施にあつたての考え方をお尋ねします。

漁災法は、御承知のように、三十二年

九年まで試験的に実施をいたしました。七年間
たつて三十九年に漁災法ができて、それで二年ば
かり実施をして、十年という年月を踏んで、ここ
で国の保険を行なつて、本格的に漁災法が発足を

あったのです。試験の実施期間が七年あったのですが、そうして三十九年の十月から法律によりまして漁災法を発足するわけでありますけれども、突如として養殖共済が入ったわけでありますね。

突如として養殖共済が入ったわけですね。

試験的な共済もやらないで、突如として養殖共済が入ってくるこの経緯がよくわからない。そして、入ったところが、とにかく三十九年の十月に発足すると同時に、非常に殺到している、養殖共済は。非常な勢いで殺到したわけです。三分の一というものがたちまち入っちゃう。そして、御承知のとおり、三十九年は平年作といわれたのだから、損害率は百五十何%、百七十何%かな、ごっそり赤字になっちゃうんですね。そして、今度は、漁具共済は、七年という試験期間を経て、さらに二年半という法律に基づいた漁済をやってきて、十年という年月があるにわかかわらず、今回は国の保険からはずしてしまふ。どうも納得いかない。どういう関係でそういうふうになるのか、私には納得がいけない。さらに、この漁済について、どうも奇妙な点が多いですね。ですから、これでは、科学的に動いていかなければならぬ行政官庁というもの、と、漁済は漁済としての動きがある。漁済連というものが動くと思うんですよ、漁協というものも動くでしょうが。その間にあって公正な判断をしていかなければならぬと思うのです。十分公正な判断をしなければならぬし、ま

次の二番目の問題は、これは整促法によりまして不振漁協というものの解消をはかるということをやってきたわけですね。やってきたわけですが、本年で終わるわけです。ところが、漁協の不

振というのは、全体として見ますというのと、整備法を實行した前よりも深刻になっているです。四分の一の組合というものが赤字です。そして、漁協の職員です、一人もいないという漁協が一割というんです。一人とか二人しかいない漁協というものが三割あるという。だから、四割の漁協は、全然職員がいないか、一人か二人しか職員がいないというのが実情なんです。そして、四分の一の漁協というものが赤字だという。その赤字の状況というのは、整備法が始まる六年前よりもっと深刻になってきている。そして、漁業者の合併についての賛成というのはわずかに一七%です。これは、水産庁から委嘱された総理府がやった世論調査によると、一七%しか賛成者がいない。漁連なり果等においては非常に熱心なんですが、漁民の場合においては一七%しか賛成がないという状況です。六〇%以上の賛成をとらなければならぬことになっているわけですが、一七%しか漁民は賛成がない。さらに、今度の漁協の合併につきましては、共同漁業権を基礎にした漁協というものを、経済中心の漁協に切りかえるという、沿岸漁協の一つの新しいタイプをつくり上げようという大きな

なねらいを持っているわけなんです。そういう状況の中で、この合併促進法ができた。四年の期限だということ。先ほど申し上げたような漁協の状況の中で四年だということ。農協の合併促進法は、御承知のとおりなんです。五年でやった。しかし、足りなくなつて、三年延長して八年にいまなつておるのです。四年という短い間でやりたいというその気持ちは十分わかります。わかりませんが、先ほど申し上げたような状況の中でこれをやるには非常な困難が伴う。しかも、この助成というのは、非常に少ないんです。農協の合併と全く同じ三十万程度です。一漁協で十万円、三つを合せて一つにすると三十万円。こういう大きな問題にあつてこの法案を出されるのには、相当の決意を出して出されるに違ひない、これからの運営にあたつても、非常な決意をもってやっておられるに違ひない、私は推測するのです。いま申し上げました二つの問題について、大臣の考え方を尋ねます。

○国務大臣(倉石忠雄君) まず第一の漁協のほうであります。漁協は、これはなるべく完備したものが行なわれることが漁民の利益になることは当然のことです。そこで、試験実施をやつてまいりましたが、その間におきましては、やはりあつた制度が不備であつた関係もありまして、この漁協を十分に理解される度合いが薄かつたのでしようし、それからまた、業種によつては参加率が非常に少なく、そういうようなことで、お互いに保険でありますからして、掛け金が少なくて大ぜいの人に均てんしてこそ、はじめて保険あるいは共済というものがうまくいくものであります。加入に魅力がないような制度ではこれはうまくいくはずはありません。そこで、試験実施を長年やつてみた結果、この辺で踏み切つて、そして先ほどもちよつとお話しの養殖等にも呼びかける。これは頭数が多いわけでありまして、そこで、まずこれならばいいやうだと、こういうふうにしてみんなが参加してもらつたためには、やはり制度を整えなければいけない。まあ鶏が先か

卵が先かみたいな議論でありますけれども、やはりまずもつてそういうことで呼びかけるということが必要である。元来が、こういう事業につきましては、まあ農協関係でもそうだけれども、でき得べくんば数多くの者がこういう制度に参加して、お互いに社会連帯責任のような気持ちで分けて、相互に援助し合うというたてまえが必要ではないか、これはぜひやりたい、こういうことで踏み切つたわけでありまして。

それからいまの合併でございますが、これはこの前も政府委員の側からつづきその趣旨を御説明申し上げましたが、なるほど、いまお話しのように、小さな助成——最近では町村合併がしきりに行なわれておりますが、その結果、取り残された一部の、前はそこに一つの漁協が生活しておりましたけれども、そういうものがやはりその漁港を中心にして事務所を設け、その規模を拡大していくのでなければ、なおその漁協の使命を果たすことができませんからして、やはりこれは政府もできるだけ力を入れてこの漁協が成立してまいるようにつとめなければならぬ。これは、農協等と同じように、経済的に立ち行くような単位を早く仕上げる必要があると思ひます。そういう意味で合併に踏み切つてまいつた、こういうことでございます。

両方とも、やつぱり趣旨として私どもはこの趣旨が成功するように、最善の努力をいたしたいといふ、こう思つております。

○鶴岡哲夫君 大臣ね、水産庁は四つの法案、林野庁は三つですね、それに果樹——農林経済、それから畜産の加工原料乳等、九つの法案が農水に出ているわけですよ。九つの中で、水産庁は四つ法案を出している。そういう中で、いま大臣の答弁になつたように、漁業法について大臣の気持ち、それから漁協合併についての大臣の気持ちについて、私ははなはだしく不足なものを感ずるわけですよ。ですから、もう少し大臣が出席のところである程度詳細にわたつて論議をすれば、あるいは大臣もまたほんとうの気持ち、私が不足に

思つておる点が出るかもしれません、時間がありませんのでこれで終わらざるを得ないんですが、私が不満に思ひますのは、漁業法の問題にいたしまして、漁協の合併の問題にいたしまして、その法案を出すにあつて、九つしかないんですから、ついでにはもう少し大臣としての見解があつてしかるべきじゃないか。私もこの二つの法案についていろいろ不満に思ひ、不安に感じ、非常に足りないんじゃないかと、今後非常に大きな困難をかかえていくのじゃないかというような点を感じておられるわけなんです。そういう点についておそろく大臣も同じような感じを持たれたらうと思ふのですけれども、あるいはそこまで至らないうちに法案が出たのかもしれないけれども、ですが、足りない点を感じますけれども、委員長はのほからは、四時前には上げるようにせよというきびしい話もありましたので、遺憾ながらこれで終わらざるを得ないんですが、まだ法案が残つておりますから、これ以外の法案で、加工原料乳の問題にいたしまして、森林法の問題にいたしまして、ぜひ大臣にもう少し出席してもらつて詳細に論議をしたいと思ひます。

きょうは、この問題については、これで終わります。

○委員長(野知浩之君) ほかに御発言もなければ、両案についての質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。これより漁業協同組合併助成法案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。漁業協同組合併助成法案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。漁業災害補償法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますので、これを許します。川村君。

○川村清一君 ただいま可決されました漁業災害補償法の一部を改正する法律案について、自由民主党、日本社会党、公明党、三党共同による附帯決議案を提出いたしますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、すべての中小漁業者の副産品加入を得て漁業再生産の阻害の防止ならびに漁業経営の安定に寄与するよう左記事項の実現に努力すべきである。

記

一、未採用の養殖、漁具の種類を本制度に取り入れるよう検討するとともに、現行の漁具共済事業については、すみやかに政府の漁業共済保険事業を実施すること。

二、制度発足以後保険事業が実施されるまでの漁業共済団体の事業不足金(金利相当額)を含む

一ノ八渡辺方 土井雅子
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ二二ノ六
古川信子
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ二二ノ六
北沢正男
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都大田区矢口町三七 柳沢紀夫
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一二号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧町三二六日本野鳥の会内 中西悟堂
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五二二号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都世田谷区鳥山町五〇都営八幡山団地二五ノ二三 郡山美

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一三三号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜丘三ノ九ノ三一
中村武久
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一四号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都渋谷区南平台町四九 山階芳磨
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一五号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜一ノ二二ノ四
榊田信弥
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一六号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都世田谷区鎌田町二五九 井上賢治
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一七号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都中野区中野六ノ八ノ一五 藤村ジュン

紹介議員 野瀬 勝君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一八号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平公団住宅一四八ノ五 高野伸二
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五一九号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 横浜市中区新川町二ノ三 端山重男
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五二〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 千葉市千草台二ノ二四ノ三〇二 西崎敦子
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五二二号 昭和四十二年六月二十九日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 千葉市千草台二ノ二四ノ三〇二 西崎敦子
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五六八号 昭和四十二年六月三十日受理

鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 千葉県印旛郡印西町和泉九七一 一島正三

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五六九号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ二二ノ七 深沢辰男
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五六〇号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都文京区大塚六ノ一三ノ七 小林喜代子
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五六二号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都大田区御園二ノ三四 西村泰一
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二五六六号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願

請願者 東京都大田区下丸子町三ノ一五ノ一五 今野紀昭
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二六六号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都杉並区大宮前一ノ四六 土川平次郎
紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二七七号 昭和四十二年七月一日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町四ノ二三ノ一 四 木藤幸雄
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三四三一号 昭和四十二年七月六日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都調布市下石原一、〇二九 R G 一〇四号 福本日陽
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

請願者 大阪市大淀区大淀町中三ノ一二 石井健一郎
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六六四号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都保谷市富士町四ノ二四ノ二 小川美津子
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三〇六八号 昭和四十二年七月四日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願(一通)
請願者 東京都世田谷区成城町三七七 柳田為正外一名
紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二二五八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府西區江戸堀北三丁目 岩本 義国
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六三三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市東灘区本山町五ノ九 高橋 豊
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六六五号 昭和四十二年六月三十日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願(二通)
請願者 東京都保谷市富士町四ノ二四ノ二 小川美津子
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三二五二号 昭和四十二年七月四日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都中野区鷺宮六ノ二四ノ八 小室加代子
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二二五九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府福島区今開町一ノ五七 平野幸男
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府旭区大宮町八ノ四三 田中 真二
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七六九号 昭和四十二年七月一日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都文京区本郷三ノ三ノ四 千葉一彰
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三二二三号 昭和四十二年七月五日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都目黒区原町一、四〇一 加納英一
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二二六〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府福島区上福島南三ノ一〇一 浜国治
紹介議員 伊藤 頼道君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ一四 小山由美子
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七七〇号 昭和四十二年七月一日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願
請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷三ノ一六ノ一〇 山崎喜美子
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第三四三〇号 昭和四十二年七月六日受理
鳥類等保護のため千葉県新浜地区の現状保存に関する請願(一通)
請願者 東京都杉並区大宮前五ノ二三六 川原林順一外十名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一八〇一号と同じである。

第二二六二二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府福島区上福島南三ノ三六ノ七 荻田敏子
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七一号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八一号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町一ノ一ノ二 九 松原房子
紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 名古屋市昭和区狭間町四ノ七 伊藤久幸

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二六九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市福島区上福島南三ノ九五 瀬川広紀

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市都島区御幸町三ノ七六 林キヲ

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七一号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市都島区御幸町三ノ五一 三上実

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市都島区御幸町三ノ六六 望月明一

紹介議員 加藤シツエ君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市此花区春日出町二五一ノ四 四七 荻野和夫外一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区西島町五ノ一三 藤原猛則

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区春日出町F一ノ一 浜野さよ

紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪天王寺区寺田町一〇 大谷洋子

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府池田市具服町五ノ三 吉田美津子

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府茨木市末広町二ノ一五 坪井満里子

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二七九号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市大字木屋五四八 伊藤功子

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮北町二ノ一六ノ五〇七 笠井信道

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八一号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市松塚五ノ五ノ四 山内久子

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中団地五八ノ一 〇九 山崎貞郎

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県西宮市殿山町一〇ノ四一 上川滋

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県西宮市屋敷町六ノ一二 大野幸子

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府高槻市富田町一、八〇六ノ二〇 松田きよ子

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市伊子志二ノ四ノ二ノ三〇七 池谷剛

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府西成区東大町三二 原ふみ子

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府東淀川区十八条町一ノ一八 八 浜文之輔

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二八九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市新千里西町Cノ一八 ノ一二 岡本英資

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市末広町二ノ二〇 穴水鉄一

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九一号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡北条町東長島大角間

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九二号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区西橋町三 北口弘子

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九三号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府西成区松通七五ノ一 青木勇

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九四号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市葺合区中島通三ノ一〇〇

池田恵

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九五号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市鹿塩字狸谷一九ノ四

今西佛

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九六号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市生田区橘通二ノ六四 村上スエ子

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九七号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府住吉区帝塚山中二ノ三七

不破善一

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九八号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市鈴原町五ノ三〇泉

ヴィラ 住山毅

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二二九九号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市北区小山下板倉町一六 大川サト

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇〇号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山長岡越中北町一

一 神野栄子

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇一号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東大阪市衣摺旭ヶ丘一、〇

一九 乗友正昭

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇二号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 奈良市三碓町五七一 木谷誠三

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇三号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東区南本町一ノ一三帝人商

事株式会社貿易部内 竹の内キヌ

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇四号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府堺市幸通三ノ四〇 辻鈴子

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇五号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区高津町三ノ二 藤田元

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇六号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通七ノ二二ノ

一 池田誠治郎

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府泉南郡南海町箱作一、三九

紹介議員 野濤 勝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府守口市緑町一四 原賢次

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南河内郡狭山町池尻七三九

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一〇号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 奈良市中辻町一五 松本啓次

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一一号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市尾浜字屋敷五三三

久永哲子

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一二号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府西成区姫松通二ノ二八 小山彪

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一二号 昭和四十二年六月二十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺一六六 新原

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府相原市上市一ノ四ノ二五

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市兵庫区中町通二ノ二六ノ四

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三三八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市伏見区深草藪之内町二三

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三一九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区高津町三ノ二樂天軒内

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市兵庫区永沢町一ノ一 竹田

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二二一号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 和歌山市北出島一九 村上美枝子

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二二二号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二三三三三号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区塩町通四ノ三三 中村

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二三四号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 和歌山県橋本市清水一〇八 滝川

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二五五号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 奈良市上久保町八五九 向井金之

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二六六号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府松原市上田町一八七 森本

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二七七号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市兵庫区氷室町一ノ八一 照

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二八八号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市東住吉区加美旭町一五 有

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三二九九号 昭和四十二年六月二十八日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市上京区下立売通七本松東入

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三六七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市東町二ノ一ノ九 畑

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三六八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市住吉区西住ノ江町二ノ一三

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三六九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市小中島開小路五〇

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府大淀区大淀町中三ノ一二

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七二一七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府西淀川口町一ノ一 中島

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七二二二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町森野五ノ九

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市都島区大東町二ノ一〇〇ノ

紹介議員 大河原 一孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市福島区上福島南三ノ一六八

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区文の里四二ノ三

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市福島区上福島南三ノ三七シ

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 名古屋市昭和区狭間町四ノ七増

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七八号 昭和四十二年六月二十九日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区高砂町高山アパート

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三七九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市福島区上福島南三ノ一〇一

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市都島区御幸町三ノ七六 林

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八一号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区春日町下二ノ五

紹介議員 加藤 シヅエ君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区春日町一五一 木

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区春日町二二〇ノ一

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市此花区春日町二二三ノ一

紹介議員 木村 義八郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮四五二 阿部浩

紹介議員 木村 美智男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府吹田市古江台五ノ三 中島

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 奈良県生駒郡三郷町西浦 小林豊

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町六ノ五 吉

紹介議員 小酒 井義男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三八九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府池田市具服町四ノ三 山内

紹介議員 秋子 小林 武君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市岡町南二ノ一六 地

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九一号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市旭丘団地三ノ三〇

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府池田市空港一ノ七ノ八 川

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市東灘区本山町野寄六八七

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府城東区永田西一ノ一九 山

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府堺市高松四三八ノ一三 五
福敏雄

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府生野区林寺町三ノ二三四
吉川正重

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東大阪市鶴池四三三第二府
住四ノ七〇二 高倉順子

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府茨木市内瀬二九ノ五 陣
之内義夫

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三九九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市若松町三六ノ二 小
森経久

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 三重県桑名市上の輪 渡辺千枝子

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇一号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 三重県桑名市扇町四七七 水谷光
子

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市大井七四四 西田
徳松

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府松原市上田町一八七 森本
千恵子

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市美鈴町四ノ二五 福
田一枝

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 和歌山市東仲間町一ノ一六 南地
庫治

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

請願者 大阪府茨木市中穂積三ノ一〇ノ九
平田有代

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市北区小山下板倉町一六ノ二
大川富三

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市早子町一三ノ二
長谷川孝文

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四〇九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市北区小山下板倉町一七 本
城正子

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市東灘区本江町青木 奥至敬

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一一号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東区南本町一ノ一三 七里
昌三

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東区南本町一ノ二三 井桁
盛男

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東区南本町一ノ一三 帝人商
事株式会社内 山田喜義

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区高津三番丁三 青木フ
ジエ

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区西橋町三 楽天軒内 中
野由美子

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市末広町二ノ一五 日
名子敬介

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府北区真砂町七四 室岡平輔

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山四ノ六五 橋本雅夫

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四一九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台四ノB一三ノ二〇七 石倉啓有

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西灘波町三ノ二九ノ九 大西美枝

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ一九 中畑俊二

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ四 小倉正也

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ九 飯田悟

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区大和町三五 藤田富久子

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ二八 城戸良弘

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府八尾市緑ヶ丘三ノ一ノ二 鶴崎太三

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市上阪部八四九 黒田賢二

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市兵庫区中町通二ノ二六ノ四 青木妙子

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四二九号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市末広町二ノ一五 合田温志

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市長田区御蔵通三ノ一二〇 松竹美枝子

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三一号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台五ノ三 神田賢二

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三二号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府堺市神野町四ノ一 湯川涉

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三三号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府八尾市竹淵四九ノ五 田中康子

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三四号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市右京区川島松園町一四 左近久治

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三五号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府城東区古市通一ノ七 坂本和子

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三六号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市三条町一八九 広海常雄

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三七号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府吹田市泉町四ノ二ノ一 岡本和子

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四三八号 昭和四十二年六月二十九日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市南区八条町内田町五七 藤枝寿代

紹介議員 渡辺 勤吉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四四〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内西町五ノ二ノ二 新多繁夫

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二四四一号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市福島区今開町一ノ五七 平

紹介議員 野市郎

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四二号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市都島区御幸町三ノ六六 望

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四三三 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市大淀区大淀町中三ノ一三

紹介議員 近藤昇

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四四四 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東大津市田中一三六 西田

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四五五 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町森庄野五ノ九

紹介議員 高橋美江子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四六六 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市都島区大東町二ノ一〇〇ノ

紹介議員 大河原一子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四七号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市城東区左専道町五二ノ六

紹介議員 宮野欣也

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四八号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区文の里四ノ二三

紹介議員 柴田政江

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五四九号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市福島区上福島南三ノ一四八

紹介議員 鈴木満美

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市福島区上福島南三ノ一〇一

紹介議員 角野安之助

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五一号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市此花区高砂町高山アパート

紹介議員 内 吉田京子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五二号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府天王子区上ノ宮町三二 橋

紹介議員 本光政

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五三三 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府茨木市下穂積八四八 毛塚

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五四四 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町中六ノ六

紹介議員 杉原義春

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五五五 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町下二ノ四

紹介議員 武市一之

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五六六 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町三三〇ノ一

紹介議員 藤原政一

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五七号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 東京都中央区銀座二ノ三 八木通

商株式会社東京支店內 平石馨外

紹介議員 木村禎八郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五八号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山四三八 立石

紹介議員 光昭

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五五九号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋北ノ町二ノ二〇

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡甲南町寺庄 中島敏

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六一六 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市生野区鶴橋北ノ町二ノ二〇

紹介議員 四 島田恵子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六二二 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町 島

紹介議員 田光子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六三三 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市月若町三五 石川正行

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六四号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市旭丘団地三一ノ三〇

紹介議員 八 山崎隆子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六五号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市小松西町一ノ二ノ一

紹介議員 一 井上保子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六六号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松下町四ノ二ノ四三

紹介議員 吉良芳子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六七号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府茨木市大字馬場三二六 高橋道子

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六八号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 奈良県御所市相生町七二五ノ九

紹介議員 岡村秀雄

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五六九号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府東大阪市横沼町三ノ二四

紹介議員 石川嘉子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七〇号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府北区伊勢町三四日清ビル二階日中物産株式会社代表取締役

猪塚清七

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七一号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 奈良市葛蒲池町三 中井幸男外二名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七二号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 三重県桑名市青葉町二ノ三三 水谷やよい

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七三号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府守口市大字大日二二三 水谷幸三

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七四号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府南区阪町三八 藤田久美子

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七五号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府西區北堀江通三ノ三六 山下孝司

紹介議員 竹田 現昭君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七六号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市屋敷町六ノ一〇 榎本善行

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七七号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市美鈴町四ノ一二五

紹介議員 池上美智子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七八号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府松原市上田町五四七 西田健一

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五七九号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府堺市東雲西町四ノ三ノ八

紹介議員 山本和代

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八〇号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市岡町北四ノ七二 尾沼政幸

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八一号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府豊中市新千里西町C一ノ一〇一 萩原宏信

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八二号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 京都市北区小山下板倉町一六 大川恵美子

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八三号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 兵庫県西宮市中島町一〇七 矢田恒夫

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八四号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府高石市千代田一ノ一六ノ二

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八五号 昭和四十二年六月三十日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 大阪府大正区千島町三七四 橋本建次

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八六号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市東灘区御影町榎本一、三二
六 長石正義

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八七号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府南区高津三番丁三 青木晴

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八八号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 和歌山市松江七九 岡本義知

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五八九号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県西宮市今津水波町六ノ一九

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府堺市百舌鳥赤畑町二ノ五一

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九一号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府高槻市上本町二ノ六 蟻本

守夫

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九二号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市高宮六五二ノ六四

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九三号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市東園田町六ノ五三

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九四号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県西宮市苦楽園四番町一八ノ

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九五号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九六号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市長興寺一六六 新原

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九七号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府南区西梅町三楽天軒内 小

紹介議員 田中 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九八号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二五九九号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府八尾市緑ヶ丘三ノ一ノ二

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二 堀淨

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇一号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県赤穂市赤穂町 林千代子

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇二号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市垂水区塩屋町鶴掛八三〇ノ

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇三号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府八尾市南本町四ノ二七 大

石澄子

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇四号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府大正区泉尾浜通一ノ二五

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府吹田市原町一ノ八ノ一五

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇七号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府西成区玉出本通二ノ二六

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇八号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府東淀川区大隅通一ノ一五五

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六〇九号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市武庫之荘一ノ八ノ九

大本洋二

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六一〇号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪市福島区江成町一〇八 谷口 紀子

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六一一号 昭和四十二年六月三十日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 京都市南区東九条札辻町七五 隠 岐富美子

紹介議員 渡辺 勸吉君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六八五号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府吹田市泉町二ノ四六ノ三〇 河南一外十名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六八六号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪市東淀川区三津屋新町一〇ノ 七 藤井須磨子外十名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六八七号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪市浪速区北高岸町八ノ五 沢 田都哉外十名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六八八号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県尼崎市東富松字道水七三一 山田一美外十名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六八九号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府堺市新金岡町二ノ一 徳永 純一外十名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九〇号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪市阿倍野区阿倍野筋三ノ二五 林コト外十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九一号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪市阿倍野区文の里三ノ一五ノ二 六 大西伊介外十名

紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九二号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪市住吉区北島町一三ノ一 遠 里利保外十名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九三号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ 二二 迫ゆかり外十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九四号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ 二二 迫満外十名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九五号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ 一五 笠島建彦外十名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九六号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ 二六 大倉文子外十名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九七号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺一六六ノ六 川瀬圭永子外十名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九八号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六 鳴尾佳子外十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二六九九号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市刀根山三ノ二〇 清

水都子外十名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇〇号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市長興寺原南三ノ一六 石川乙和外十名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇一号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府生野区東桃谷三ノ二五 植 嶋信樹外十名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇二号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府生野区東桃谷町三ノ二五 植嶋時枝外十名

紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇三号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 三重県一志郡一志町井生 青木亨 外十名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇四号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 三重県一志郡一志町小山 山田幸 数外十名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇五号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 滋賀県野洲郡野洲町駅前 喜多正
外十名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇六号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府寝屋川市池田田下三八
三ノ七 勝部京子外十名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇七号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府生野区北生野町三ノ七 藤
城七男外十名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇八号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府箕面市新稲一五 森藤茂外
十名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七〇九号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市新千里北町一ノ一
佐藤司外十名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七一〇号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 兵庫県西宮市深谷町一五 川出健
二外十名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七一一号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市千里北町三ノ一 玉
井一美外十名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七一二号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 京都市下京区堀川通塩小路上ル公
団アパート四〇五 荒金清外十名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二三号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府東住吉区田辺東之町七ノ一
一 福井喜太郎外十名

紹介議員 杉山喜太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二四号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府住吉区長居町東五ノ二二五
工藤敏外十名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二五号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府豊中市原田元町三ノ一五ノ
四 奥山鐵弥外十名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二六号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府住吉区帝塚山西五ノ一二二
谷内征司外十名

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府茨木市末広町八ノ二八 三
寺祥子外十名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二七号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 兵庫県尼崎市森字植松一八ノ二
平岡寛司外十名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二八号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府堺市宮下町二三八 西口美
幸外十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二九号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府東住吉区田辺本町八ノ七
真鍋有規子外十名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三〇号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府箕面市西小路五四三 古川
英雄外十名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三一号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府住吉区帝塚山西五ノ一二二
谷内征司外十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三二号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 兵庫県西宮市深谷町一五明和寮
渡辺維也外十名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三三号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府寝屋川市泰四八七 江間祐
吉外十名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三四号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府住吉区墨江中五ノ二ノ一
丸谷光一外十名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三五号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府羽曳野市北宮春日丘団地
木村二彦外十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三六号 昭和四十二年七月一日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)
請願者 大阪府東大阪市石切町一、〇二四
ノ五 斎藤方枝外十名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三七号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府高槻市本町四ノ二五 広瀬

紹介議員 文一外十名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二八号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪市阿倍野区松崎町四ノ一二三

高松喬外十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七二九号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府城東区西鳴野二ノ二 加沢

タカ子外十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三〇号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府城東区西鳴野二ノ二 岩崎

隆雄外十名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三十一号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県西宮市御茶家所町二ノ二八

平井満雄外十名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三二号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府岸和田市加守町九三 森岡

脩外十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三三三号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町八四

六ノ三 山之内誠外十名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三四号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府豊中市庄内西町一ノ一四

榎本幸子外十名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三五号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府吹田市垂水町一ノ二九ノ二

四 中山潤幸外十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三六号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県西宮市青木町五五 杉原公

外十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三七号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府都島区都島中通五ノ四四

岩崎よし外十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三八号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 神戸市兵庫区上三条町五ノ一 小

出誠一外十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七三九号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県姫路市網干区浜田四四六

福田次郎外十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四〇号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 神戸市垂水区上高丸二ノ一ノ一四

ノ五〇一 五戸雅則外十名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四一号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府東住吉区田辺西之町七ノ三

九 木田榮美子外十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四二号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県西宮市仁川五ツ山町三二

恩田律子外十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四三三号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県尼崎市塚口町二ノ二二ノ一

田畑源三外十名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四四号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府高槻市天王町二七ノ五 吉

田伝外十名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四五号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府寝屋川市大字三井八六一ノ

六二 杉本滋弘外十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四六号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府豊中市桜の町六ノ九六 山

崎由美子外十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四七号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府池田市緑ヶ丘二ノ一ノ一

六一三〇七 小林惟宏外十名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四八号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 奈良県生駒郡斑鳩町興留二七〇ノ

一〇 坂上健一外十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七四九号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 京都市左京区下鴨西本町二ノ一四

西本莊 岡野八重美外十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五〇号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県蕨市南町二ノ二九ノ二三

河田薫外十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五一号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府都島区都島南通一ノ三九高

垣玉雄方 西川泰男外十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五二号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 大阪府門真市官前町一六 山本静雄外十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五三号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 奈良市中山町六二七ノ二〇 木村照男外十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五四号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県宝塚市鹿塩高九一ノ三九二

中島敏郎外十名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五五号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県宝塚市中筋字横峰二ノ二一

桐野悦子外十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二七五六号 昭和四十二年七月一日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(十一通)

請願者 兵庫県宝塚市中筋字横峰二ノ二一

八木伸子外十名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一〇号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府住吉区长居町西二ノ二五ノ一

宮宇地静代外四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一一号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府住吉区长居町中四ノ五六

切池静子外四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二二号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府住吉区长居町西二ノ二五ノ一

財前富子外四名

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二三号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府住吉区西長居七〇九 山岡由枝外四名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一四号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府阿倍野区文の里四ノ一ノ三

大西富美子外四名

紹介議員 占部秀男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一五号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府阿倍野区文の里四ノ二ノ五

林信一外四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一六号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府東住吉区山坂町一ノ六〇

植平一馬外四名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一七号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府住吉区北島町一三ノ一 吉田清外四名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一八号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ二

迫恵子外四名

紹介議員 大橋和孝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八一九号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ一

中畑俊二外四名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二〇号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ一

笠島里栄外四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二一号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺一六六 新原

はるみ外四名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二二号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺一六六ノ六

川瀬浩一外四名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二三号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市刀根山一ノ六一ノ一

小西千鶴子外四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二四号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六

紹介議員 石川順外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二五号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ二

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二六号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市生野区東桃谷三ノ二六 植

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二七号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 三重県桑名市扇町四七七 水谷ク

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二八号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 三重県一志郡久居町 臼杵清夫外四名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八二九号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 三重県多気郡勢和村丹生一、七四

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三〇号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市生野区田島町四ノ六七 田

紹介議員 中善一外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三一号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市生野区林寺町二ノ六五 早

紹介議員 川正夫外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三二号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市東区高麗橋四ノ一三 山内

紹介議員 幸明外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三三号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市東豊中団地五八ノ一

紹介議員 〇九 山崎サチエ外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三四号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市庄内幸町五ノ五八

紹介議員 湯川健二外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三五号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県西宮市深谷町一五 新田義

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三六号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県西宮市屋敷町六ノ一〇 田

紹介議員 村猛夫外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三七号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県尼崎市七松神楽六ノ六

紹介議員 田中洋子外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三八号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市東住吉区湯里町三ノ六 門

紹介議員 田徳樹外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八三九号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府枚方市東香里二、三四九

紹介議員 吉村里子外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市北区伊勢町三四 雨宮礼三

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四一号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府北河内郡四條畷町南野一、

紹介議員 三九六 花谷馨外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四二号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 三重県桑名市扇町四七七 水谷久

紹介議員 一外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四三号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市南区阪町三八 藤田満蔵外

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四四号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市城東区放出町 皿谷圭三外

紹介議員 四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四五号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市南区高津町三ノ二 青木建

紹介議員 樹外四名

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四六号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

紹介議員 竹田 現照君

請願者 大阪市旭区赤川町二ノ一二 松永

力夫外四名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四七号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県伊丹市美鈴町四ノ二七 明

比隣子外四名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四八号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県西宮市段上町五ノ九ノ六

中川清外四名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八四九号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市東区岡山町三六一 伴美紗

江外四名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五〇号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 奈良市鳥見町四ノ三公園住宅四二

ノ四〇二 作間育郎外四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五一号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府泉佐野市本町三ノ八ノ九

渡辺武司外四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五二号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 京都市北区小山下板倉町一六 本

城千代外四名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五三号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪市旭区豊里町一、六一ノ一

七 井上圭右外四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五四号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府堺市西野五三四 長岡賢次

郎外四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五五号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県川西市中央町一四ノ一 大阪

文化ハウス内 橋本庄八外四名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五六号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府富田林市錦織八八五 阪上

恵美子外四名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五七号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府南区高津町三ノ二 赤井強

志外四名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五八号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府南区高津町三ノ二 榮天軒内

中谷賢子外四名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八五九号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府堺市大東野一二四 岩沢清

一外四名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六〇号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府天王寺区権寺町一三 元木

節子外四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六一号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県西宮市上殿原町五ノ三 東

川隆司外四名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六二号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県芦屋市茶屋乃町三一 笹岡

英三郎外四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六三号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 兵庫県宝塚市山本字領田七ノ五

生田良夫外四名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六四号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺一六六ノ五

嶋田知子外四名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六五号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

四 小倉ミヨ子外四名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六六号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

一 飯田幸子外四名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六七号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府南区大和町三五 藤田保夫

外四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六八号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六

鳴尾莊治郎外四名

紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八六九号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府柏原市上市一ノ四ノ二五
青木宏枝外四名

紹介議員 光村 基助君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七〇号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 兵庫県宝塚市末広町二ノ二〇
松

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七一号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府南区問屋町五六 青山洋次
外四名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七二号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府摂津市庄屋二ノ七ノ一七
田村昌久外四名

紹介議員 森 元次郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七三号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 神戸市生田区中山手通七ノ二二ノ
一 池田喜代子外四名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七四号 昭和四十二年七月三日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府枚方市宇山町一四ノ八ノ一
二 浜本益徳外四名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七五号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府八尾市緑ヶ丘二ノ一ノ二
岡野秀子外四名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七六号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府八尾市山本町南二ノ八
松

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七七号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府北区豊島町一二 山本文男
外四名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七八号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府都島区都島中通六ノ一五〇
岩瀬克子外四名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八七九号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府堺市金岡町八九九 西川弘
美外四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八八〇号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 大阪府茨木市中穂積一ノ二ノ三六
三谷鈴代外四名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八八一号 昭和四十二年七月三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(五通)
請願者 京都府宇治市木幡内畑六 川上と
し子外四名

紹介議員 渡辺 勤吉君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二八九九号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府大東市末広五ノ四六 杉原
剛外一名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府福島区対込町二 磯岩弘外
一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府堺市野尻三六〇白鷺団地B
一ノ二〇四 滑良正一外一名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市藤の里三三ノ九 松
本卓治外一名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府阿倍野区文の里四ノ二ノ一
大西信一外一名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府生野区片江町六ノ一〇 高
橋成暢外一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府阿倍野区文の里三ノ一六ノ
一四 中嶋美代子外一名

紹介議員 大河原 一孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府都島区大東町二ノ一〇〇ノ
四 宇津常雄外一名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府阿倍野区北畠西二ノ七七
笠谷晃太郎外一名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五八号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九五九号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市福島区上福島南三ノ一四八

紹介議員 磯部雄二外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市長興寺一六六 新原

紹介議員 健四郎外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市長興寺一六六ノ五

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府守口市堀町四ノ七ノ七 寺

紹介議員 島福造外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市此花区春日町下二ノ一

荻野碩造外一名

紹介議員 加藤シツエ君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市此花区春日町下二ノ三

紹介議員 岩本政司外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市此花区春日町 中原和子

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市此花区四貫島白鳥町 大庭

紹介議員 勇外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市住吉区浜口町中二丁目 中

紹介議員 島康雄外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六八号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市原砂通三ノ二 山内

紹介議員 美津子外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九六九号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡市南町寺庄 中島佐

紹介議員 代子外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 京都市右京区花園春日町一〇ノ一

紹介議員 村上干代子外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 京都市右京区花園春日町一〇ノ一

紹介議員 村上公男外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府池田市宇保町 中島弥一外

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府池田市旭丘三ノ二ノ五 山

紹介議員 内秀外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府東大阪市鴻池四三三第二府

住四一ノ七〇二 高倉マサ外一名
紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府東大阪市森河内四四二 飯

紹介議員 田憲子外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市東淀川区塚本町二ノ九ノ一

紹介議員 三 笠井美千代外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市北区中崎町一七 羽尾清

紹介議員 外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七八号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 和歌山市東長町中ノ丁 島進外一

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九七九号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 兵庫県西宮市二見町五八 伊福恭

紹介議員 四郎外一名
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 横濱市神奈川区松ヶ丘三六 酒井四郎外一名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府寝屋川市大字池田旧池田川三九二 白川清朗外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府高津町三ノ二 中野テル子外一名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 奈良県吉野郡天川村洞川 西崎里子外一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区高津三ノ二 藤田君子外一名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府住吉区菊田町二ノ七 植田収蔵外一名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 兵庫県伊丹市美鈴町三ノ九〇 西島道夫外一名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府高石市綾園四ノ五ノ二三 海堀友彦外一名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八八号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 神戸市東灘区御影町掛田一、一八六ノ一 塚原辰二外一名
紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九八九号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府枚方市南中振二ノ八ノ四三 林登志子外一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府守口市堀町四ノ一〇三ノ一 井上文男外一名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 京都市北区小山下板倉町一七 本城すま外一名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府東住吉区平野流町二九〇 龜山修外一名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府貝塚市協栄四〇七 太田民子外一名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市東区南本町一ノ一三帝人商事株式会社内 伊藤道夫外一名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪市福島区鷺洲上二ノ五六 陰山晃成外一名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区西梅町三楽天軒内 西崎竹子子外一名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区西梅町三 北口昇外一名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九八号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区富小路仏光寺下ル田辺善一外一名
紹介議員 野濤 勝君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二九九九号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 奈良市菅原町一、一〇六ノ二七 山内邦子外一名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇〇号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府豊中市本町一〇ノ四三 阪口寿彦外一名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇一号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府旭区中宮町二ノ五 橋本嘉之介外一名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

第三〇〇三号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

第三〇〇四号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

第三〇〇五号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

第三〇〇六号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

第三〇〇七号 昭和四十二年七月四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)
請願者 大阪府南区谷町八ノ五ノ八 三輪竜雄外一名
紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市長興寺一六六ノ五

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇六号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六ノ

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府豊中市長興寺南三ノ一六

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇八号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

第八部 農林水産委員会会議録第二十六号

請願者 大阪府南区西櫓町三 稲田政子外

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇〇九号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府東住吉区矢田矢田部町本通

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一〇号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市東園田町一ノ一七九

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一一号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県伊丹市柏木町三ノ一九 中

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一二号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市東町一ノ八ノ八 赤

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一三号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府茨木市下穂積七八 浦久保

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一四号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県川西市加茂字東森一四 根

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一五号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 神戸市東灘区本山町中二二九ノ

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一六号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府住吉区帝塚山中四ノ九 加

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一七号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県宝塚市伊子志二ノ四ノ二

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 大阪府大正区大正通二ノ四七 高

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇一九号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 兵庫県宝塚市中筋字横峰二ノ一一

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十二年七月四日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区深草藪之内町六五

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇二三号 昭和四十二年七月六日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋小舟町一ノ一

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇三四号 昭和四十二年七月六日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋小舟町一ノ一

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇三五号 昭和四十二年七月六日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内二ノ一八啓

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第三〇三六号 昭和四十二年七月六日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町二ノ八日本

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

三三三

萩原定司

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第二三三〇号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（七通）

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町内保二、五
〇〇浅井町農業協同組合長 草野

一雄外八百七十七名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二三四七号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（三十一通）

請願者 福岡県朝倉郡朝倉町朝倉町農業協
同組合長 森部隆輔外六千五百五十

七名

紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二三六二号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（五通）

請願者 山口県厚狭郡山陽町厚狭農業協同
組合長 小河寿外五百五十名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二四九五号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願

請願者 徳島市応神町東貞方 野口恒夫外
二千九十八名

紹介議員 三木興吉郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二四九六号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（二

通）

請願者 滋賀県近江八幡市鷹飼町七五一ノ
宇市外五百三十一名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二四九七号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（十

七通）

請願者 青森県八戸市大字尻内町字三条目
一上長農業協同組合長 小笠原嘉

外千五百八十七名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二四九八号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（五

通）

請願者 三重県松阪市松阪南豊松阪南豊農
業協同組合長 小林慧文外二百五

十九名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二六六六号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（七

通）

請願者 鹿児島県枕崎市枕崎市農協内 山
口国義外四千二十六名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二六六七号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産たね基準価格に関する請願（二

十二通）

請願者 佐賀県杵島郡白石町六角農業協同
組合長 重富安雄外四千八百九十

九名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二三四二号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願

請願者 長野県大町市杜北安曇農協米価対
策組織内 清水漸外百二十六名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二三四三号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願（十四通）

請願者 兵庫県明石市魚住町魚住農協米価
対策組織内 筒井昌次七千七百二

十名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二三四四号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願（四十二

通）

請願者 横浜市保土ヶ谷区今宿町二八九都
岡農業協同組合長 栗原清治外一

万二千三百六十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二三四五号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願

請願者 山口県豊浦郡菊川町菊川町農協米
価対策本部内 高野吉三郎外二千

二百九十一名

紹介議員 徳水 正利君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二三四六号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願（二十通）

請願者 新潟県新津市大字金津津地区米
対策本部内 斎藤武雄外一万六千

四百六十一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二三六三三号 昭和四十二年六月二十八日受理
昭和四十二年産米価に関する請願（二通）

請願者 山口県美祿郡秋芳町秋芳町農協米
価対策本部内 篠田勝治外千七百

八名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二四九九号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産米価に関する請願

請願者 京都市左京区八瀬近衛町三一八
八瀬農業協同組合長 玉川桂市外

六名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産米価に関する請願

請願者 長野県大町市常盤町北安曇農協米
価対策組織内 藤巻武志外六百九十

五名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇一〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産米価に関する請願

請願者 京都府綾部市宮代町前田二〇綾部
市米価対策本部内 山口武右エ門

外三千五百八十五名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇二〇号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産米価に関する請願（六通）

請願者 香川県坂出市駒止町一ノ一ノ一四
坂出市農業協同組合長 大西庄太

紹介議員 郎外千六百六十四名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇三三号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(七通)
請願者 秋田県雄勝郡雄勝町小野小野農協
米対本部内 渡辺信雄外四万九千八百三十七名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(二十通)
請願者 神奈川県平塚市八重咲町三ノ三平
塚市中央農業協同組合米価対策会
議内 加藤一郎外三万五千八百七十八名

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇五号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(二十八通)
請願者 山口県豊浦郡豊浦町豊西農協米価
対策本部内 林実治外三千六百五十六名

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(百七十四通)
請願者 新潟県西蒲原郡巻町越前浜角田農
業協同組合長 篠沢利一外十一万六千八百七十二名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十二年六月二十九日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(五十五通)
請願者 新潟県中頸城郡吉川町大字堀七六
四ノ一旭農業協同組合米対本部内
田中辰司外三万八千八百九十二名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六六八号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 長野県大町市常盤区泉五、三六三
荒井なか子外百二十名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六六九号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡桜川村阿波農協米価
対策本部内 平野三一郎外三百七十八名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七〇号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 京都府綾部市上杉町東八田農協米
価対策本部内 柴田武夫外八百二十名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七一号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 石川県金沢市四十万町六九農協協
米価対策組織内 中野三省外二千一百名

紹介議員 林屋竜次郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七二号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 京都府綾部市栗町豊里農協米価対
策本部内 永井秀雄外二千七百六十六名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七三三号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(二通)
請願者 兵庫県宝塚市小林宝塚西農協米価
対策組織内 田中三郎右エ門外二百四十四名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七四号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(六通)
請願者 大阪市東区法円坂町一〇法円坂町
地区農協米価対策組織内 増田市
造外三千六百九十二名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七五号 昭和四十二年六月三十日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(七通)
請願者 秋田県由利郡島崎村島崎農協米
対本部内 梶原真平外三万八千三百二十五名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二六七九一号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 京都府亀岡市篠町 篠木村治三郎
外六百三十名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二七九二二号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 京都府久世久御山町大字相島小宇
曾根東五御牧農協米価対策本部内
上田善三外七百三十六名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二七九三三三号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願
請願者 兵庫県多紀郡西紀町川阪四四一ノ
一 川崎繁外三千三百六十六名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二七九四四号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(二通)
請願者 新潟県中魚沼郡川西町上野農協米
価対策本部内 井川栄作外千九百四十八名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二七九五五号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(二通)
請願者 山口県豊浦郡豊浦町小串農協米価
対策本部内 道永藤一外七十二名

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二七九六六号 昭和四十二年七月一日受理
昭和四十二年産生米者米価に関する請願(八通)
請願者 和歌山県東牟婁郡古座西向七六三
古座農協米価対策本部内 山本フ
サ子外六百五十名

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十七通)

請願者 京都府宇治市五カ庄西浦四ノ一

東宇治農協米価対策本部内 林憲

造外四千四百三十三名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四一号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷ノ

口小字中林一二田原農協同組合

米対本部内 大川喜郎外二百六十

七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四二号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 京都府福知山市字篠尾小字沢一、

一八四福知山市農協米価対策本部

内 竹下浅右エ門外三千五百三十

四名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四三号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 長野県大町市常盤二、〇五二 中

山二郎外百三十五名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四四号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡南町菅沼南町農業

米価対策本部内 高野治作外五千

二百九十五名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四五号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十一通)

請願者 静岡市番美一五静岡市城北農業協

同組合長 望月金作外三千六百八

十一名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第二九四六号 昭和四十二年七月三日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(十七通)

請願者 京都市伏見区羽束師菱川町四羽束

師農業協同組合内 金谷茂三外七

千二百五十八名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇六九号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 京都市下京区朱雀宝蔵町七五京都

市農業協同組合内 前田寿信外四

百二十四名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七〇号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(九通)

請願者 和歌山県橋本市葛蒲谷橋本市農協

米価対策本部内 北畑智司外二千

六四四十六名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七一号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願(九通)

請願者 千葉県夷隅郡夷隅町能美二九五夷

隅町農業協同組合長 板倉鏡助外

七千五百九十五名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七二号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町 長尾薫外

十四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七三号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 滋賀県野洲郡野洲町三上 今堀敏

之外十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七四号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 三重県一志郡香良洲町 畑庄次郎

外八名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七五号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 若

井清一外九名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七六号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 三重県鈴鹿郡関町大字加太 千種

秋生外九名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 三重県上野市万町二、二八〇 森

忠雄外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七八号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 三重県一志郡久居町 倉田秋生外

八名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡一色町 伊藤逸郎外

二十一名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八〇号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 静岡県磐田市市泉町一、九八一

伊藤善作外九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八一号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 静岡県川合町一、二八二 海野彦

策外九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八二号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 岐阜県海津郡海津町帆引新田 高

木敷外十二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八三号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 横浜市港北区藤が丘一ノ三三ノ一

中里農業協同組合長 大曾根銑一
外二百四十五名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八四号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 愛媛県周桑郡丹原町大字川根 越
智ミヨノ外八名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八五号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 愛媛県周桑郡丹原町馬場 香川満
俊外十五名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八六号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 高知県土佐郡土佐町 上田昌嗣外
十八名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八七号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 香川県大川郡大川町田面 多田盛
男外十三名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八八号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 香川県綾歌郡宇多津町 福本正雄
外十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇八九号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 徳島県阿南市中林町南林 喜田武
夫外二十名

紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九〇号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 徳島県徳島郡不動村 山瀬博外九
名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九一号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 山口県阿武郡旭町 城市シゲサ外
十三名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九二号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 広島県庄原市峰田町二、一九九
八谷勝一外十七名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九三号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 山口県佐波郡徳地町 岡崎文夫外
十三名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九四号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 昭和四十二年産生米者米価に関する請願

請願者 広島県安芸郡瀬野川町宇畑賀田

紹介議員 小川 武君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九五号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 広島県双三郡三良坂町 鷲尾利三
外一名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九六号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 島根県邑智郡石見町大字井原井原
米価対策協議会内 神田朝一外九
千二百六十三名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九七号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 千葉県印旛郡印旛村若戸宗像農協
米価対策本部内 篠田有恒外二千
三百十八名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九八号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 岩手県岩手郡西根町大更農協米価
対策本部内 鈴木与次郎外六百九
十二名

紹介議員 渡辺 勤吉君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三〇九九号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 新潟県糸魚川市栗山一〇一根知農

協米対策本部内 高橋利雄外一万三
千七百八十四名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三一〇一号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 三重県松阪市豊原町松坂南豊農協
米価対策組織内 小林慧文外二千
四百十七名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三一〇二号 昭和四十二年七月四日受理

請願者 京都府宇治市宇治若森一ノ一字治
農協米価対策本部内 中村重次外
九百六十一名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三一四九号 昭和四十二年七月五日受理

請願者 埼玉県南埼玉郡菰蒲町大字菰蒲
二、九八八 古沢仙蔵外十五名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五〇号 昭和四十二年七月五日受理

請願者 長野県佐久市野沢 中野定男外十
五名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五一号 昭和四十二年七月五日受理

請願者 長野県小諸市五一 中村正之外十
四名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五二号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 長野県北佐久郡立科町 斎藤武外
十五名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五三号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市下平 松崎平一外
十八名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五四号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願(二通)
請願者 宮崎県西諸郡加久藤町 坂元友
行外二十八名

紹介議員 大河原 次君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五五号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 鳥取市香取一八三ノ七 福田芳夫
外十五名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五六号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 鹿児島県肝属郡高山町野崎二四〇
前原健二外四名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五七号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 鳥取県倉吉市伊木町一八五ノ一
田中朝久外十二名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五八号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 岡山県英田郡作東町小ノ谷 江見
康男外十五名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二五九号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 新潟県南蒲原郡中之島村大字小沼
新田 皆川友作外十三名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六〇号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡畑野町 佐藤久外十
四名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六一号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願(二通)
請願者 岐阜県加茂郡坂祝村酒倉 北村豊
外二十三名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六二号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願(四通)
請願者 千葉県成田市寺台寺台農協米価対
策本部内 小泉好雄外千九百五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六三号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 島根県出雲市上塩治町 飯国昭二
外十七名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六四号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 福岡県京都郡勝山町大字池田 福
田重徳外二十三名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六五号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 北九州市八幡区大字折尾二、二三
三 安永栄雄外十五名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六六号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 福岡県甘木市安川町三九五 武井
善仁外十六名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六七号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡桜川村三次 宮本弘
外二十九名

紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六八号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願

請願者 福島県田村郡都路村 吉田万喜外
八名

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二六九号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町野瀬一八九
島田繁正外十一名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七〇号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 神奈川県果菜野市今川町一ノ三 小
野博也外十五名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七一号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 福島県伊達郡国見町大字川内字内
上二八 後藤昌伸外十三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七二号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 福島県岩瀬郡岩瀬村大字今泉 会
田克憲外十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七三号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産米者米価に関する請願
請願者 福島県耶麻郡塩川町字竹屋 辺見
キイ外十二名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七四号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 福島県大沼郡新鶴村 山田隆義外
二十二名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七五号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町 大内力外八
名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七六号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 福島県双葉郡広野町 松本一郎外
二十三名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七七号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県西置賜郡飯豊町 竹田カッ
外十名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七八号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県酒田市大字久保田町 渋谷
穂治外三十三名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二七九号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県飽海郡平田町 高橋晃外二
十三名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八〇号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県寒河江市大字高屋村一三四
辻友一外九名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八一号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 京都府与謝郡伊根町 中川久左衛
内外二十四名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八二号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 兵庫県印南郡志方町永室 長谷川
英雄外十六名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八三号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 和歌山市川辺町五三七 平松重治
外三名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八四号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 新潟県新発田市豊町四丁目 渋谷
幸輔外十五名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡安田町 新保博外
十四名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八六号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡津川町 宮沢勝江
外二十八名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八七号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡黒崎村大字小平方
分 野崎太平一外十六名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八八号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県君津郡清和村植畑 山田茂
外二十三名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二八九号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県夷隅郡岬町 太田武雄外二
十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九〇号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県八日市場平木四、一六八
椎名松外二十四名

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九一号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 千葉県流山市大字小屋八二二 大
作俊一外七名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九二号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 埼玉県大里郡大里村津田 三村莊
次外十三名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九三号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡上里村大字七本木
三、四八四ノ三 斎藤美外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九四号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 埼玉県比企郡川島村大字畑中 福
島敏三外九名

紹介議員 永岡 光次君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九五号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 神奈川県平塚市小鍋島二、六五七
安藤昌明外二十八名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九六号 昭和四十二年七月五日受理
昭和四十二年産生産者米価に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町 功刀喜弘
外三十九名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九七号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡北川辺村柳生 橋
本栄外二十三名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九八号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村 木村啓
介外二十名

紹介議員 野満 勝君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三二九九号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県下水内郡栄村 斎藤光弘外
十六名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇〇号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県南佐久郡佐久町大字大日向
二二六 小須田実外十四名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇一号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県埴科郡戸倉町大字磯部四二
六 滝沢秋夫外十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇二号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野市篠ノ井町 茂原龍雄外九名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇三号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 佐賀県武雄市朝日町 庭木正外十
九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇四号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡三根町 重松基外
十四名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇五号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長崎県佐世保市宮町 山道国彦外
八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇六号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 大分県大分郡庄内町 工藤ムツ子
外十七名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇七号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野市長沼村 渡辺乾治外十七名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇八号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県上水内郡幸礼村 丸山範男
外十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三〇九号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡本郷村原一〇三
丸山隆男外三十四名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一〇号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県松本市島立町 大久保昭司
外十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一一号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町五、九八一
藤原松蔵外十六名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一二号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県茅野市泉野町 朝倉清外十
名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県松本市大字岡田町四四九
丸山五郎外二十四名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一四号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県下伊那郡高森町 富田隆仁
外十三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一五号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 長野県伊那市東春近町田原 伊藤
芳広外二十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一六号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県東置賜郡高島町大字泉岡
渡部一外七名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一七号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形市城西町一ノ七ノ一六 加藤
久男外十二名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三一八号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価に関する請願
請願者 山形県東置賜郡川西町 淀野久弥
外二十三名

紹介議員 吉田忠三郎君

一、〇二名和町農協米価対策本部内 山根盛治外二千二百九十名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三八五号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願(一通)
請願者 京都府福知山市宇大内中六人部農協米価対策本部内 今川繁治外四千七百六十名
紹介議員 林田修紀夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三八六号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願(十二通)
請願者 北海道紋別郡上湧別町上湧別農協米価対策組織内 堀下武外七千三百九十四名
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三八七号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡茨城町秋葉 秋葉武三外二十五名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三八八号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願(一通)
請願者 千葉県山武郡大網白里町南玉四八七 石渡重男外二千二百七十七名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三八九号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 北海道美幌市西美幌町大富中央 白木政吉外二十三名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九〇号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 富山県婦負郡婦中町上井沢 大沢義治外十六名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九一号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 富山県下新川郡入善町 新田義政外十八名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九二号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 北海道樺戸郡月形町 作井政夫外十三名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九三号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 富山県射水郡大島村 岡田啓二外十三名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九四号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 宮崎県串間郡福島町大字 西方一三、九三九 野辺一義外九名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九五号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 新潟市学校町一番町新潟県議會議

昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 富山県西二俣村六〇八 川岸利家外九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九六号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 千葉県印旛郡富里村高松八富里農協米価対策本部内 川島内外四百六十二名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九七号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県猿島郡猿島町 根本馨外九名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九八号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願(一通)
請願者 千葉県山武郡芝山町芝山農協米価対策本部内 実川清之外四百六十六名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三三九九号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 北海道上川郡東川町 鎌田慶吾外十七名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三四〇一号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願(三通)
請願者 愛媛県北条市辻北条市農協米対本部内 高市千太郎外一万一千一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。

第三四〇二号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三四〇三号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三四〇四号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三四〇五号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

長 高橋重雄
紹介議員 小柳 牧衛君
昭和四十二年産米価については、最近の諸物価の高騰、農業労働力の不足と労賃の上昇、農業基盤整備事業の負担増等を考慮し、左記事項の実現を期されたい。
一、時期別格差金制度を前年どおり存続すること。
二、生産者米価の決定にあたっては、他産業との所得の均衡を期するとともに、米穀の再生産が確保できるよう、生産費及び所得補償方式により生産者団体が要求している米価の実現を期すること。
理由
米の政府買入れ価格については、本県の自然的立地条件から、米による収入が県民経済に大きく影響するものであり、なかでも米を単作とする本県の農家経済の維持安定に重大な関連をもつものであつて、価格の決定については県民ひとしく強い関心をよせている。

第三四〇六号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米価に関する請願
請願者 茨城県水戸市梅香一ノノ四茨城県有線放送電話協議会内 鯉淵文男
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

助成措置及び制度の整備に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大通一ノ二ノ一岩手

紹介議員 岩手県盛岡市大通一ノ二ノ一岩手

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第三二四七号 昭和四十二年七月五日受理

農業協同組合の共同利用施設「農事放送」に対する助成措置及び制度の整備に関する請願

請願者 群馬県前橋市土手町二ノ三ノ六群

紹介議員 群馬県前橋市土手町二ノ三ノ六群

この請願の趣旨は、第二二四七号と同じである。

第二四九四号 昭和四十二年六月二十九日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(二通)

請願者 広島県高田郡吉田町吉田町農業協

同組合長 石川守三外二千三百五十六名

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第二六七六号 昭和四十二年六月三十日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(六通)

請願者 広島県高田郡美土里町横田横田農

業協同組合長 益田殿外一万二千六百六十六名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第三一〇〇号 昭和四十二年七月四日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(十通)

請願者 広島県比婆郡本城町大字東城一三

一東城農業協同組合長 羽賀盛之

外四千五百七十九名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第三二四八号 昭和四十二年七月五日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(十三通)

請願者 広島県品部郡新市町大字相方相方

農業協同組合長 千葉孝太郎外九千六百九十八名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十二年七月六日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(十二通)

請願者 広島県安佐郡安佐町飯室安佐町農

業協同組合長 河野茂外九千四百四十六名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第三四〇一〇号 昭和四十二年七月六日受理

昭和四十二年産生産者米価決定に関する請願(二通)

請願者 広島県佐伯郡廿日市町廿日市町農

業協同組合長 藤本寿美外六百六十一名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一八九四号と同じである。

第二六五七号 昭和四十二年六月三十日受理

土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願

請願者 佐賀市城内一ノ五ノ一四佐賀県土

地改良事業団体連合会内 村岡英二外十五名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第三四三二号 昭和四十二年七月六日受理

土地改良区の運営費に対する財政措置に関する請願

請願者 鳥取市江崎町一鳥取県土地改良事

業団体連合会会長 山本寿延外二十名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一四八九号と同じである。

第三一三三三号 昭和四十二年七月四日受理

土地改良区の統合整備及び運営費に対する財政措置に関する請願(六通)

請願者 茨城県水戸市北三ノ九一ノ五茨城

県土地改良事業団体連合会内 関井仁外七十一名

紹介議員 郡 祐一君

公共事業である農業基盤整備事業の第一線実施機関としての任務を負う土地改良区を公共組織として認め、その弱体化の現状に徴し、整備統合とこれが保護育成のため、左記事項の実現を図られた

一、土地改良区域を最小、市町村の範囲とする土地改良事業組合的のものとし、区域内の土地改良事業は、すべてこの組合が事業主体となるよう法的に整備すること。

二、土地改良区運営費の大半を占める職員給及び事務費に対し、国の直接助成または地方交付税制度による等適切な財政援助の措置を講ずること。

三、土地改良施設の維持管理体制を基本的に改善するとともに、その維持管理に必要な経費に対して国はその全部または一部について補助すること。

理由

一、茨城県内の総土地改良区数三百十五のうちには、百ヘクタール未満の小規模土地改良区が二百二十もあり、事業主体としての土地改良区の機能を十分に発揮できないばかりか、財政力の過小等から事業実施の上に大きな障害となつて

いるので、国は土地改良法を根本的に改正し、

最小市町村の区域に土地改良事業組合的な改良区を設立させると同時に、この改良区が管理する事業区の設定を可能にするともに、改良区は区域内土地改良の事業主体として土地改良事業を的確に遂行するにたる経理的基盤または技術的能力を有し、さらに土地改良事業の一貫施行、維持管理の徹底、事務経理の合理化等を可能にするよう措置すべきである。

二、近年の物価高及び人件費の高騰は、土地改良費の農民負担の過重を招き、土地改良区運営は憂慮すべき状況におかれている。

三、国家的公共的役割を持ち、永久的資源に属する土地改良施設の維持管理費については当然国費が充当されるべきである。

第三一三四号 昭和四十二年七月四日受理

土地改良区の統合整備及び運営費に対する財政措置に関する請願(二通)

請願者 茨城県北相馬郡藤代町岡一、六五

五岡塚土地改良区理事長 中村金左門外二十五名

紹介議員 野知 浩之君

この請願の趣旨は、第三一三三三号と同じである。

第三二四五号 昭和四十二年七月五日受理

土地改良区の統合整備及び運営費に対する財政措置に関する請願(七通)

請願者 茨城県下妻市神明茨城県土地改良

事業団体連合会内 栗野二男雄外九十六名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三一三三三号と同じである。

第三三三五号 昭和四十二年七月六日受理

生産者米価等に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡能生町川詰 平塚

一吉外五十五名

紹介議員 岩間 正男君

生産者米価等について、左記事項の実現を図られ

たい。

一、米価は、八十パーセントバルクラインによる「生産費及び所得補償方式」の完全実施により、一俵(六十キログラム)当たり一万一千円以上とする。

二、消費者米価は、国民に安く食糧を供給する見地から、食糧管理法に基づく二重価格制を堅持し、現行価格をすえおくこと。

三、農業生産資材を値上げするための措置を講ずるとともに、農業構造改善事業をやめ、農民の創意を生かした農業経営を發展させるために、国家資金を大幅に投融資するよう措置すること。

四、農産物の貿易自由化をやめ、主要農畜産物の価格保障制度を確立し、食糧自給体制を確立すること。

五、米価審議会からの国会議員排除は行なわないこと。

理由

農産物価格が安いために、私たち農民は農業だけでは食えず、ほとんどが出かせぎなど兼業を余儀なくされ、親子がいつしよに暮らすという人間生活の基本さえ破壊されつつある。米は、私たちの生産する農産物の中心であるだけに米価がどのようになりぬられるかが大きな影響を持つてゐる。米価で農産物価格保障の柱をたて、農民が立ち行くように国の資金を多額に投入して、農民が農業で暮らしが立ち、国民の食糧は日本農業でまかなつて行けるようにする必要がある。

第三三三六号 昭和四十二年七月六日受理
生産者米価等に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町下土地亀

佐藤英一外四十八名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三三三五号と同じである。

第三三三七号 昭和四十二年七月六日受理
昭和四十二年産米の生産者価格等に関する請願

昭和四十二年八月二日印刷

請願者 千葉県山武郡芝山町香山新田 平

野初太郎外二十一名

紹介議員 須藤 五郎君

昭和四十二年産米の生産者価格等について、左記事項の実現を図られたい。

一、現行食糧管理制度を堅持し、国内食糧の増産、自給の体制を確立すること。このために十分に国の予算をまわすこと。

二、昭和四十二年産米の生産者価格は一俵当たり一万円以上とすること。消費者価格はすえおくこと。

三、農畜産物に対し、生産費及び所得補償方式による価格保障制度を確立すること。

四、肥料、飼料、農機具の価格を引き下げる強力で有効な措置を講ずること。

五、脱脂粉乳の輸入をとりやめ、全額国庫負担で国内牛乳による完全学校給食を実施すること。

六、固定資産の売買実例価額による評価がえを撤回し、農地については収益還元方式による評価にもどすこと。

七、日本農業を破壊する貿易の自由化及び借金だけ残る農業構造改善事業をとりやめること。

八、農民の自主的要求に基づく営農改善計画に財政援助を与えること。

九、全国一律一万四千元以上の最低賃金制を確立し、農民に仕事を保障すること。

理由

高度経済成長政策によつて私たち農民の経営と生活はいつそう苦しくなつてきている。この状態を改め、農業と農民の生活を向上させ、農村の民主化を期し、わが国の平和を守るためには、さしあたり前記の措置が必要である。

昭和四十二年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局